

「困窮者支援における地域との連携構築について」 （「断らない相談支援」がつくる連携・協働）

座間市福祉部参事兼福祉事務所長兼福祉長寿課長
林 星一



公益財団法人 特別区協議会
令和4年度 社会福祉講座

座間市マスコットキャラクター「ざまりん」

（令和4年12月15日）

福祉関係者にも知られていない生活困窮者自立支援制度の存在意義 増え続ける生活困窮者を支える第二のセーフティネットが抱える課題

(JBpress 2022.11.5)

<https://jbpress.ismedia.jp/articles/-/72556> (後編 <https://jbpress.ismedia.jp/articles/-/72557>)

—現在、社会保障審議会で生活困窮者自立支援制度と生活保護制度の見直しに向けた議論が進んでおりますが、現状、どのような論点が浮上しているのでしょうか。

生水裕美氏(以下、生水):その内容については後ほどお話しますが、その前に今日、どうしても言いたいことがあって。

—ぜひお願いします。

生水:8月24日に開催された会合で、児童養護施設などを出た若者の居場所等の活動に取り組まれているモデルの田中れいかさんが参考人として登壇されました。田中さんご自身、社会的養護の下で育ったという背景をお持ちです。

その時に、田中さんがこう言いはったんです。「(生活困窮者自立支援制度については)全く知らなかった。こんなものがあったんだ。日本はすごいと思ったぐらいのテンションだった」と。

この言葉に、委員のみんなが衝撃を受けてね。

生活困窮者自立支援制度は平成27(2015)年4月に始まり、既に7年が経過しています。それなのに、実際に支援に関わる方に制度の存在が届いていなかった。これは、本当に衝撃的でした。

その時に、同じ委員を務める認定NPO法人抱樸(ほうぼく)の奥田知志理事長が、「困窮制度は山の上のそば屋ではないか」と言われたんですね。いくらおいしいそばを用意しても、その存在が知られていない。いくらおいしくても、遠ければ食べてもらえないんだ、と。

制度改正について議論しているのに、そもそも制度が知られていないという衝撃。制度自体をどうしていくかという論点はもちろん重要ですが、「全く知られていない」という課題をどうしていくのかというのはとても大事な論点です。

生水裕美氏(元滋賀県野洲市市民部次長、一般社団法人いのち支える自殺対策推進センター地域連携推進部 地域支援室長)

※第19回 社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会(令和4年8月24日)議事録

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_29144.html

「山の上のそば屋問題」から考える自治体の役割

“制度自体をどうしていくかという論点はもちろん重要ですが、「全く知られていない」という課題をどうしていくのかというのはとても大事な論点です。

生水裕美氏(元滋賀県野洲市市民部次長、一般社団法人いのち支える自殺対策推進センター地域連携推進部 地域支援室長)
「福祉関係者にも知られていない生活困窮者自立支援制度の存在意義 増え続ける生活困窮者を支える第二のセーフティネットが抱える課題」

(JBpress 2022.11.5)

“何か新しいプログラムや技法に飛びつく前に、その支援を提供するための土台作りや環境を整えることにわれわれはもっと腐心すべきだ。”

「佐藤さやか氏:国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所/臨床心理学」

(「医者にかかりたくない」「薬の飲みたくない」—治療・支援を拒む心理をサポートする

『「助けて」が言えない SOSを出さない人に支援者は何ができるか』日本評論社/松本俊彦編/2019:p18)

◎支援を提供するための土台作りや環境を整えること

◎「全く知られていない」という課題



一体的な課題としてとらえる

「断らない相談支援」個別支援(ご縁)から地域がつながる

生活困窮者自立支援事業

自立相談支援事業(H27.4~)

(相談支援・就労支援・住居確保給付金の給付)

無料職業紹介事業(H27.11~)

家計改善支援事業(H28.7~)

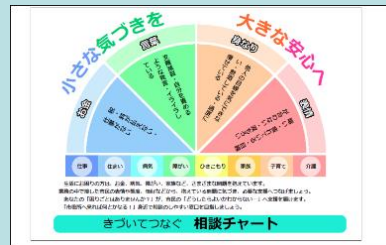
就労準備支援事業(H29.10~)

子どもの学習・生活支援事業 (相談員配置H27.4~/居場所づくりH30.7~)

一時生活支援事業 地域居住支援事業(R2.4~) (居住支援推進事業R1.7~R2.3)

自立相談支援事業(アウトリーチ支援)R2.8~

ひきこもりサポート事業(居場所) (R3.6~)



庁内連携等による自立相談支援事業の利用勧奨等

複合的な課題を抱えている相談者像の顕在化

初回アセスメント115件中 446個の課題(H30年度)

→1人当たり 3.88個

・経済的困窮	70	・病気	48
・家計管理の問題	39	・就職活動困難	32
・メンタルヘルス	31	・家族関係	28
・社会的孤立	26	・債務	26
・障害(疑い)	23	・住まい不安定	20

「断らない相談支援」
自立相談支援事業で
受け止める

「自立相談支援事業」
・経済的困窮 ・病気
・メンタルヘルス ・家族関係

「無料職業紹介事業」
・就職活動困難

「家計改善支援」
・家計管理の問題
・債務

「就労準備支援事業」
・社会的孤立 ・障害(疑い)

「一時生活支援事業/地域居住
支援事業」
・住まい不安定

相談者の抱えている課題、
支援の実態の顕在化
→「事業化」へ

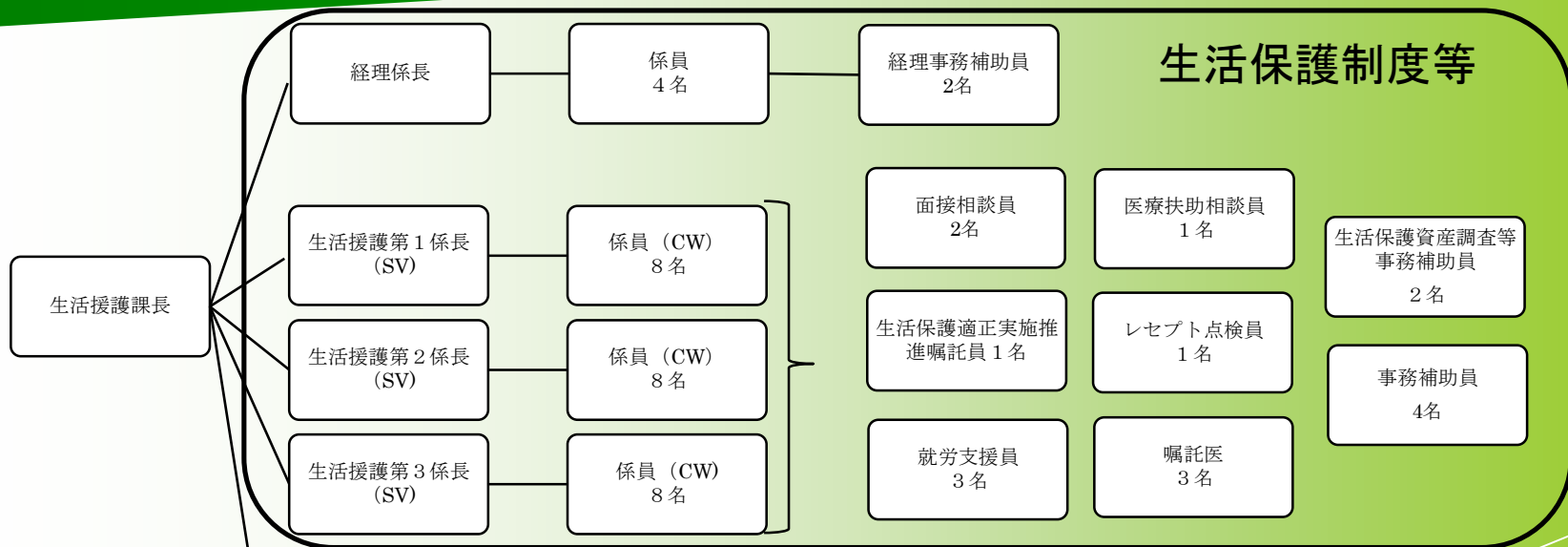
行政・制度だけでは
対応できない課題に直面

力を貸して下さい!

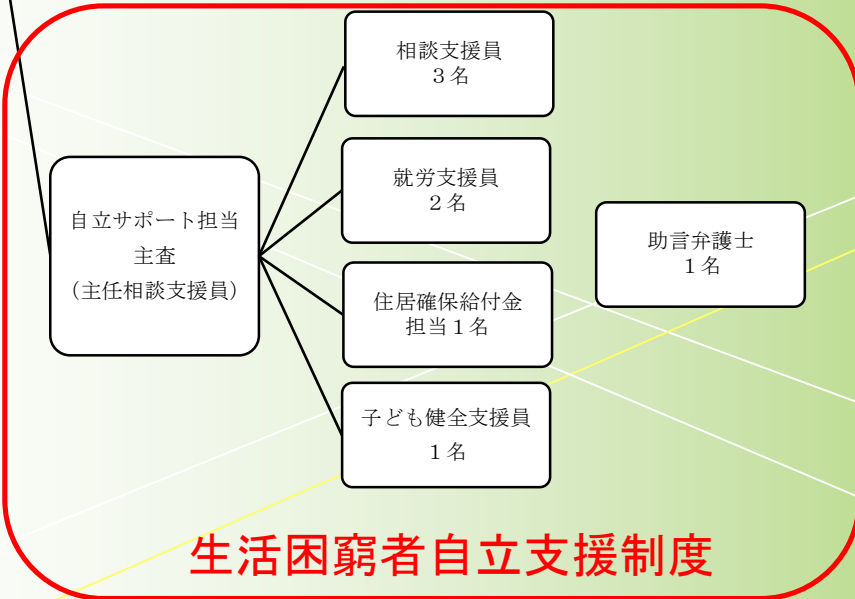
個別支援を通じて中間的就労
食料支援・居住支援など、
行政・制度だけでは対応できない
課題の解決のために地域の方々に
協力を求めた。
→「支援の実態づくり」につながった。



座間市福祉部生活援護課 組織図



生活保護制度等



生活困窮者自立支援制度

- ・自立相談支援事業(直営)
- ・生活保護を担当する生活援護課が主管「自立サポート担当」

・人員配置
 (職員:事業担当兼務) 主任相談支援員 1名
 相談支援員 1名

(非常勤職員 4日/週)
 相談支援員 2名
 就労支援員 2名
 住居確保給付金 1名
 ※子ども健全育成支援員 1名

支援の実態をつくる<生活保護との連携>

生活保護相談との関係からみた自立サポート相談(自立相談支援事業)が担っている機能

法律制定の趣旨(「生活困窮者自立支援法の公布について(通知)」平成25年12月13日 職発1213第1号/能発1213第2号/社援発1212第4号)
 現在、稼働年齢層を含む生活保護受給者が増加しているほか、非正規雇用労働者や年収200万円以下の世帯など、生活困窮に至るリスクの高い層が増加している。また生活保護受給世帯のうち、約25%の世帯主が出身世帯においても生活保護を受給しているという調査結果にも見られるように、いわゆる「貧困の連鎖」も生じている。
 こうした中で、生活困窮者の自立を促進するには、最後のセーフティネットである生活保護制度の自立助長機能の強化に加え、生活保護に至る前の段階にある生活困窮者を支援する、いわゆる第2のセーフティネットの充実強化を図ることが必要である。(後略)

生活保護課 相談実件数 (生保+自立サポート)	生活保護制度						生活困窮者自立支援制度(自立サポート)				
	面接相談実件数 (実人数)	申請ケース数	申請に至らなかった 相談件数・割合 (①-②)		生活保護から 自立サポートに つないだ相談件数・割合		新規相談数	生活保護以外 からの相談受付	自立サポートから 生保申請に つないだ件数・ 生保申請内の割合		(参考) 就労者数
H26	719	719	278	441	-	-	-	-	-	-	-
H27	736	564	310	254 45.0%	30	11.8%	240	210	38	12.3%	46
H28	730	501	290	211 42.1%	47	22.3%	314	267	38	13.1%	82
H29	741	411	293	118 28.7%	38	32.2%	412	374	44	15.0%	151

※データ出典:産間市「生活保護実施状況報告書」・産間市「生活困窮者自立支援制度に関する支援状況(報告)」より

★生活保護課全体の相談実件数は制度開始前と比べ微増である。

- ①「(生活保護)面接相談実件数」の減少
- ②「申請に至らなかった相談」の減少・自立サポートへつなぐ相談割合の増加



生活保護に至る前の段階にある生活困窮者を支援する、
いわゆる第2のセーフティネットとしての支援機能

- ③「生活保護窓口以外からの相談」の増加
- ④生活保護申請における自立サポートからのつなぎ割合の増加



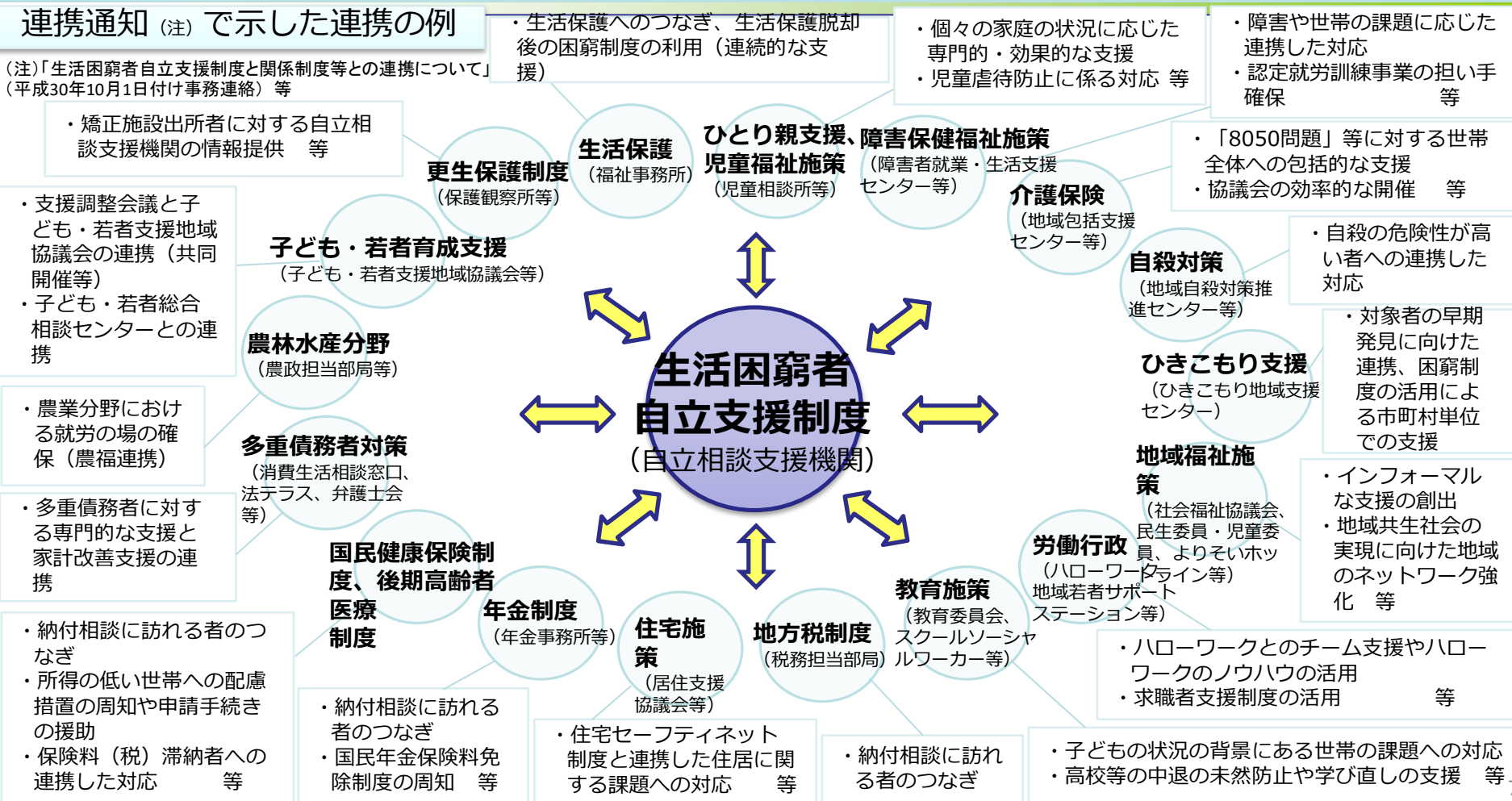
社会保障制度につなげられない層を制度につなぐ機能
(生活保護制度だけではなく他法他施策活用も含む)

生活困窮者自立支援制度における他制度との連携について

- 生活困窮者自立支援制度においては、自立相談支援事業を中核に、他制度と連携しつつ、本人の状態像に応じたきめ細かい支援を実施することが重要である。また、支援を必要とする方に確実に支援を届けるというアウトリーチの観点から、関係機関が生活困窮の端緒となる事象を把握した場合には、自立相談支援事業等の利用勧奨を行うことが必要である。
- さらに、地域資源の開発に当たっても、他制度のネットワークや他機関と連携することが重要である。

連携通知 (注) で示した連携の例

(注)「生活困窮者自立支援制度と関係制度等との連携について」(平成30年10月1日付け事務連絡)等



※上記の例にとどまらず、本人の自立支援に資する他制度と連携した支援のあり方については国や自治体において引き続き検討していく。

支援の実態をつくる： 連携通知の活用方法（座間市の場合）

- ①連携通知に関係する所属の長（課長等）を集め、制度説明会を実施
生活困窮者自立支援制度の施行と連携通知の概要について説明した。
→連携内容については所属毎に異なるため個別に係レベルで説明・調整する旨、
了解を求めた。
- ②連携通知に関係する所属（係レベル）を回り、制度説明、連携内容の確認を実施
→市民との接点が生じる職員（非常勤であることも多い）の理解が重要。

③相手先部署の困りごとの文脈で話を聞き、具体的連携につなげる

（例）滞納徴収に困っている
キーパーソンになる家族がいない
ひきこもりの担当部署って？

④つながった1件を大事にする。

※部署間で困り感を共有し、
相談者とともに伴走する経験から
この事業への共感が生み出される。

⑤「庁内連携」：
まずは「はじめの1人」から
「はじめの1人」がリピーターになる事

支援の実態をつくる： 事務連絡の活用方法（座間市の場合）

令和2年 3月3日厚労省事務連絡 「新型コロナウイルスに関連した 生活困窮者自立支援制度の活用について」

(<https://www.mhlw.go.jp/content/000603665.pdf>)

自治体のさまざまな部局において生活困窮者を把握した時には生活困窮者自立支援法第8条に基づき自立相談支援機関等の利用勧奨を行うことや、包括的な支援のために庁内内部局・関係機関が連携することを求める内容

- ➡全職員が使用する庁内システムに掲示し共有、庁内連携について確認した。
- 「つなぐシート（後述）」の活用、広報の強化、窓口の紹介、同行等、支援を届けるため全庁的に協力を依頼。

「事務連絡の活用」



net NEO 2  3503生活援護課所属ユーザ

2020年03月06日(金)
3503生活援護課所属ユーザ [生活援護課]

新型コロナウイルスに関連した生活困窮者自立支援制度の活用について

日頃より、生活困窮者自立支援事業へのご協力、連携の程ありがとうございます。

3月3日付で厚生労働省より事務連絡「新型コロナウイルスに関連した生活困窮者自立支援制度の活用について」が発出されました。

今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う全国的な学校等の一斉休校や、事業所の休業等により生活に困窮する方であるかどうかを問わず、生活に困窮している方を把握した際には自立サポート担当までつないでいただきますよう、よろしくお願いいたします。

また現在、本市では包括的支援体制の構築に向け全庁的に「つなぐシート」の取り組みを試行実施しております。シートの活用も合わせ、重ねてお願い申し上げます。

(事務連絡抜粋)
「今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う全国的な学校等の一斉休校や、事業所の休業等により生活に困窮する方については、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）に基づく自立相談支援機関において、家計や仕事、生活上の困りごとなど幅広く相談を受け止めていただくとともに、庁内部局や関係機関と連携し、本人に寄り添った支援を進めること。」

「自治体の福祉、就労、教育、税務、住宅その他の部局において、生活に困窮している方であって自立相談支援機関につながっていない方を把握した時は、生活困窮者自立支援法第8条に基づき、その方に対し、自立相談支援機関への相談を促す等適切な措置を講ずるほか、庁内の連携体制を強化し、生活に困窮する方に対する包括的な支援を進めること。」

「庁内グループウェアの活用」

＜令和2年3月6日～令和2年5月8日＞

11

令和2年3月3日付事務連絡「新型コロナウイルスに関連した生活困窮者自立支援制度の活用について」を庁内グループウェアを活用して全庁（全職員）で共有し、生活に困窮する方を把握した際の、生活援護課自立サポート担当（自立相談支援機関：直営）へのつなぎを依頼した。以後、新型コロナウイルス感染症施策リーフレット（現：生活を支えるための支援のご案内）、新規相談急増状況等について庁内向けに発信、共有を行った。（新規相談急増状況＝4月8日、4月14日、4月22日、5月8日）

庁内連携の必要性を全庁的に認識する機会にもなり、住宅部局と連携した「コロナ離職者の市営住宅への一時入居」等の施策実施につながった。

新型コロナウイルスに関連した生活困窮者自立支援制度の活用について

日頃より、生活困窮者自立支援事業へのご協力、連携の程ありがとうございます。

3月3日付で厚生労働省より事務連絡「新型コロナウイルスに関連した生活困窮者自立支援制度の活用について」が発出されました。

今後の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う全庁的な学校等の一時休校や、事業所の休業等により生活に困窮する方があるかどうかを問わず、生活に困窮している方を把握した際には自立サポート担当までつないでくださいよう、よろしくお願いたします。

また現在、本市では包括的支援体制の構築に向け全庁的に「つなぐシート」の取り組みを試行実施しております。シートの活用も合わせ、重ねてお願い申し上げます。

（事務連絡抜粋）

「今後の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う全庁的な学校等の一時休校や、事業所の休業等により生活に困窮する方については、生活困窮者自立支援法（平成25年法律105号）に基づく自立相談支援機関において、家計や仕事、生活上の困りごとなど幅広く相談を受け付けていただくとともに、庁内部門や関係機関と連携し、本人に寄り添った支援を進めること。」

「自治体の福祉、就労、教育、税務、住宅その他の部門において、生活に困窮している方であって自立相談支援機関につながない方を把握した時は、生活困窮者自立支援法第9条に基づき、その方に対し、自立相談支援機関への相談を促す等適切な措置を講ずるほか、庁内の連携体制を強化し、生活に困窮する方に対する包括的な支援を進めること。」

期間：2020年03月06日(金) 00:00～2020年04月06日(月) 23:59

添付ファイル：【事務連絡】新型コロナウイルスに関連した生活困窮者自立支援制度の活用について.pdf

【情報提供】自立サポート担当相談状況等

日頃より、生活困窮者自立支援事業へのご協力、連携のほどありがとうございます。

自立サポート担当の3月新規相談件数が、令和元年の平均新規相談件数が38.5件/月からの大幅増となる6.3件であった旨、4月8日に情報提供いたしました。自立サポート担当の相談状況は市民生活の一端を示すものだと考えますので、その後の相談状況について共有させていただきます。

4月に入ってから新規相談数は急増し、本日11:00現在で同担当の新規相談件数は80件となっています。このままのペースが続けば160件/月となります。3月に多かった自営業の方の相談に加え、雇用労働者の方々からの相談も増えています。広報や庁内連携により、仕事や住まいを失う前に早期に相談につながるケースも増えています。困りごとを抱えた市民への寄り添いと相談の視しが大切です。生活に困窮している方を把握した際には自立サポート担当までつないでくださいよう、お願いいたします。

引き続き、さまざまな施策の紹介と同時に生活支援を行っていくといった全庁的な包括的支援が今後も求められます。ご協力、連携のほどよろしくお願いたします。また現在、本市では包括的支援体制の構築に向け全庁的に「つなぐシート」の取り組みを実施しております。シートの活用も合わせ、重ねてお願い申し上げます。

【参考】（厚労省作成）新型コロナウイルス感染症施策リーフレット

日頃より、生活困窮者自立支援事業へのご協力、連携の程ありがとうございます。

3月26日付で厚生労働省より事務連絡「生活困窮者自立支援制度の周知等について」が発出されました。

別紙2の「新型コロナウイルス感染症施策リーフレット」については、先日、本市で国会議員の視察・意見交換が行われた際に現場の声として提案したもので、多岐に及ぶ支援策についてわかりやすくまとめたリーフレットの第1弾です。

参考として資料を全庁共有させていただきます。ご活用ください。（別紙1の「周知リーフレット」については、ひな形なので添付を割愛します。）

引き続き、今後の新型コロナウイルス感染症の感染より生活に困窮する方があるかどうかを問わず、生活に困窮している方を把握した際には自立サポート担当までつないでくださいよう、よろしくお願いたします。また現在、本市では包括的支援体制の構築に向け全庁的に「つなぐシート」の取り組みを試行実施し、4月から本格実施となります。シートの活用も合わせ、重ねてお願い申し上げます。

（事務連絡抜粋）

「今後の新型コロナウイルス感染症の影響を受ける皆様に対して、様々な支援策が講じられているところ、それらをまとめたリーフレットが作成されていますので、庁内関係部署に共有いただくとともに、生活困窮者自立支援制度の相談窓口での支援の際等にご活用ください。」

【情報提供】自立サポート担当相談状況等

日頃より、生活困窮者自立支援事業へのご協力、連携のほどありがとうございます。

先月4月21日に新規相談件数について4月21日現在で149件であった旨、情報提供させていただきました。自立サポート担当の相談状況は市民生活の一端を示すものだと考えますので、その後の相談状況について共有させていただきます。

新規相談数は加速度的に増加し、4月の同担当の新規相談件数は213件でした。4月20日から「住居確保給付金」（詳細：添付資料参照）の対象要件が拡大し、これまでの「離職又は廃業」に加え、休業による減収についても対象となったことによる相談も増えています。自立サポート担当が作成しているHPコンテンツへのアクセスについても4月1日は35回/日であったものが4月30日には1561回/日となり、4月から昨日まで延べ1万3千回を超えています。特にコンテンツ「新型コロナウイルス感染症で生活にお困りの方へ」へのアクセスが多く、生活支援情報を求めるニーズの高まりを感じます。

そうした中、5/1に厚生労働省作成の支援策一覧の資料が更新されました。わかりやすくまとまっていますので、是非ご一読いただき、ご活用ください。（添付資料）「生活を支えるための支援のご案内」

各所蔵で実施されている、市民の暮らしを支えるさまざまな施策が包括的に連携して活用されることが重要です。また困りごとを抱えた市民への寄り添いと早期の相談への視しが大切です。生活に困窮している方を把握した際には自立サポート担当までつないでくださいよう、お願いいたします。

引き続き、さまざまな施策の紹介と同時に生活支援を行っていくといった全庁的な包括的支援が今後も求められます。ご協力、連携のほどよろしくお願いたします。また現在、本市では包括的支援体制の構築に向け全庁的に「つなぐシート」の取り組みを実施しております。シートの活用も合わせ、重ねてお願い申し上げます。

期間：2020年05月08日(金) 14:00～2020年06月08日(月) 23:59

添付ファイル：生活を支えるための支援のご案内（5月1日時点版）.pdf

相談状況を全庁共有したことは住宅部局等、他分野と連携した施策の実施につながりました。



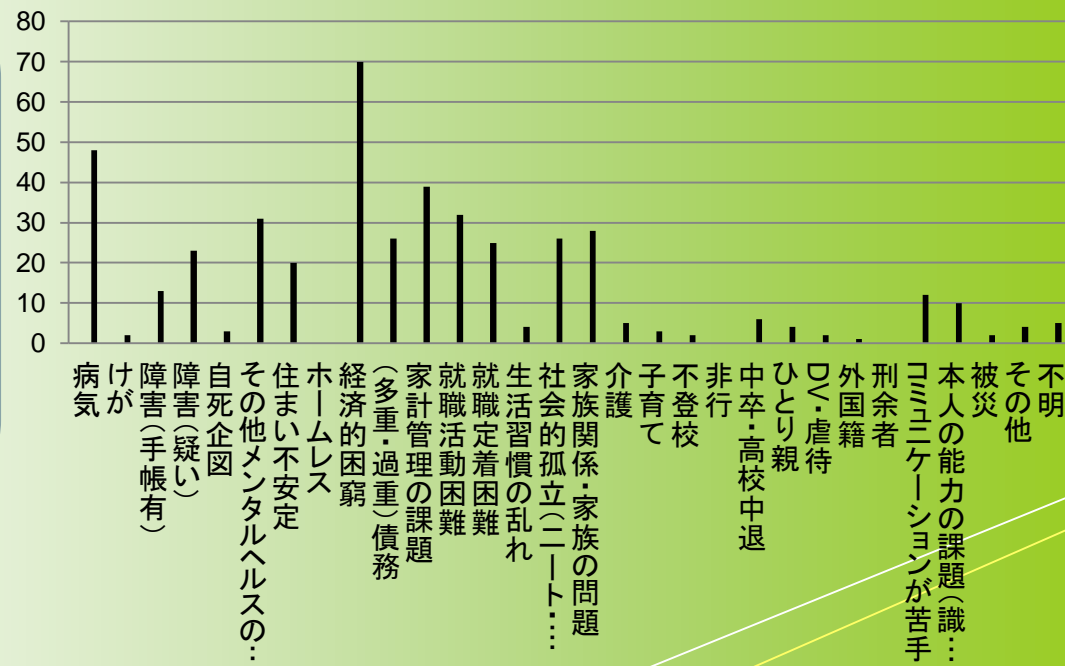
「断らない相談支援」: 見えてきたこと(I)

複合的な課題を抱えている相談者像

初回アセスメント115件中 446個の課題(H30年度)

→1人当たり **3.88個**

・経済的困窮	70	・病気	48
・家計管理の問題	39	・就職活動困難	32
・メンタルヘルス	31	・家族関係	28
・社会的孤立	26	・債務	26
・障害(疑い)	23	・住まい不安定	20



相談支援から見えてきた

「社会的孤立」と「包括的支援の必要性」

地域共生社会・生活困窮者自立支援制度・自殺対策の対象要因

□ 地域共生社会・生活困窮者支援・自殺対策の**対象となる要因(問題)**をみると、**重複しているものが多い**。

地域生活の現場

地域共生社会

自殺対策

子育ての不安

進路の悩み

介護疲れ

被虐待

ごみ屋敷

頼れる人の不在

ひきこもり

事業不振

いじめ

不登校

性被害

精神疾患

過労

多重債務

失業

アルコール等の依存

病者

社会的孤立

うつ状態

希死念慮

生活困窮者支援

自殺

包括的支援体制構築ワーキンググループ構成(令和4年度)

	部	課	職名	
グループ長	福祉部	生活援護課	課長	
	健康部	健康づくり課	保健師	
副グループ長	市長室	危機管理課	主事	
	企画財政部	企画政策課	主事	
	企画財政部	収納課	主事	
	総務部	職員課	主事	
	市民部	広聴人権課	主事補	
	環境経済部	商工観光課	主事	
	健康部	国保年金課	主任	
	健康部	介護保険課	主事	
	福祉部	福祉長寿課	主査	
	福祉部	障がい福祉課	主事補	
	福祉部	生活援護課	主事	
	庶務	福祉部	生活援護課	主査
	庶務	福祉部	生活援護課	主事
		子ども未来部	子ども政策課	副主幹兼係長
		子ども未来部	青少年課	主事
		都市部	建築住宅課	技幹兼係長
	教育部	学校教育課	主任	
	教育部	教育指導課	副主幹兼指導主事	
	上下水道局	経営総務課	係長	

包括的支援体制構築専門部会 (現:包括的支援体制構築ワーキングチーム)

※副市長を委員長とする「行政改革推進委員会」に専門部会を設け、平成29年9月~から活動開始。

＜委員長指示内容＞

複合的な課題を抱える市民に対して、庁内窓口等の連携を図り、全ての人が生きることには希望を持てるよう生活全般にわたる包括的な支援を提供する仕組みを整備すること。市民からの相談に対しての庁内ルールや、連絡体制の検討を行うこと。

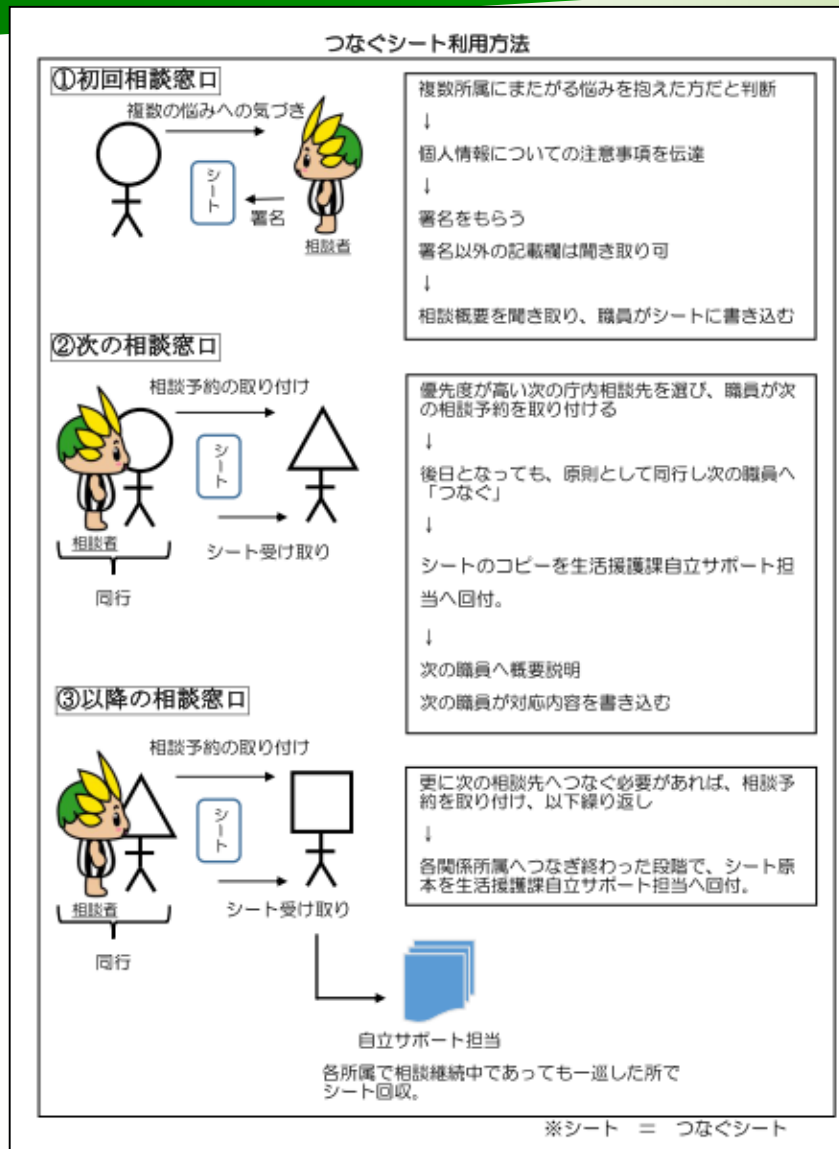


「どうしたらよいかかわからない」へ支援を届けます。
(「広報ざま」令和2年8月1日号)

広報担当職員による見出し。

「広報をみました。どうしたらいいのかわかりません。」という電話が入った。
➡債務・メンタルヘルス・高齢...
(複合的な相談内容)





「つなぐシート」

東京都足立区の取り組みを参考に
H30.9月より試行を経て実施。

相談者が多様な問題を抱えている場合一つの窓口での解決はなかなかできず複数窓口の案内が必要な場合もあるため、複数窓口間における連携をスムーズにするためにシートを作成。

複数窓口間における連携をスムーズにするためのシート。

※座間市自殺対策計画に基本施策として記載
※生活困窮者自立支援法第8条(利用勧奨)

つなぐシート

相談開始受付日 年 月 日 受付者 氏名

■基本情報 (本枠内必須)
 性別 男性 女性 その他 ()
 年齢 10代 20代 30代 40代 50代 60代 70代 80代 90代 その他 ()
 住所 丁目 番 号 電話 番号 携帯 番号
 生年月日 年 月 日 性別 男性 女性 その他 ()
 相談者との関係 相談者(本人との関係) ()
 その他 ()

■家族構成

氏名	性別	生年月日	勤務先・学校名
	<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性 <input type="checkbox"/> その他	年 月 日 歳	
	<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性 <input type="checkbox"/> その他	年 月 日 歳	
	<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性 <input type="checkbox"/> その他	年 月 日 歳	
	<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性 <input type="checkbox"/> その他	年 月 日 歳	

■担当者記入欄
 相談内容に○をつけてください(複数可、優先度の高いものは○)。

相談内容	相談内容	相談内容	相談内容
<input type="checkbox"/> 相談内容	<input type="checkbox"/> 相談内容	<input type="checkbox"/> 相談内容	<input type="checkbox"/> 相談内容
<input type="checkbox"/> 相談内容	<input type="checkbox"/> 相談内容	<input type="checkbox"/> 相談内容	<input type="checkbox"/> 相談内容
<input type="checkbox"/> 相談内容	<input type="checkbox"/> 相談内容	<input type="checkbox"/> 相談内容	<input type="checkbox"/> 相談内容
<input type="checkbox"/> 相談内容	<input type="checkbox"/> 相談内容	<input type="checkbox"/> 相談内容	<input type="checkbox"/> 相談内容
<input type="checkbox"/> 相談内容	<input type="checkbox"/> 相談内容	<input type="checkbox"/> 相談内容	<input type="checkbox"/> 相談内容
<input type="checkbox"/> 相談内容	<input type="checkbox"/> 相談内容	<input type="checkbox"/> 相談内容	<input type="checkbox"/> 相談内容
<input type="checkbox"/> 相談内容	<input type="checkbox"/> 相談内容	<input type="checkbox"/> 相談内容	<input type="checkbox"/> 相談内容

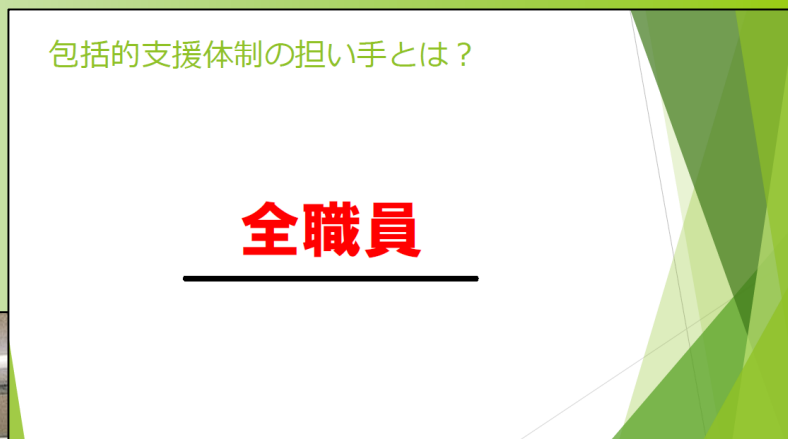
相談者氏名 (相談者の同意を得た上で記入)

相談者の連絡先 有・無

相談が必要と思われる部署

市役所の機能を活かして相談につなげる

- 包括的支援体制構築研修「みんなが相談員～マルっとざま～」



包括的支援体制構築のために重要なこと
～みんなが相談員～

包括的支援体制構築のためには、自課の職員であるだけでなく、座間市の「相談員」として、次のことを意識して対応する必要があります。

1. 丁寧に話を「聴く」
2. 自課に関することを丁寧に説明する
3. 他課に適切につなぐ
4. 他課・市役所全体の業務に関心を持つ

聴く

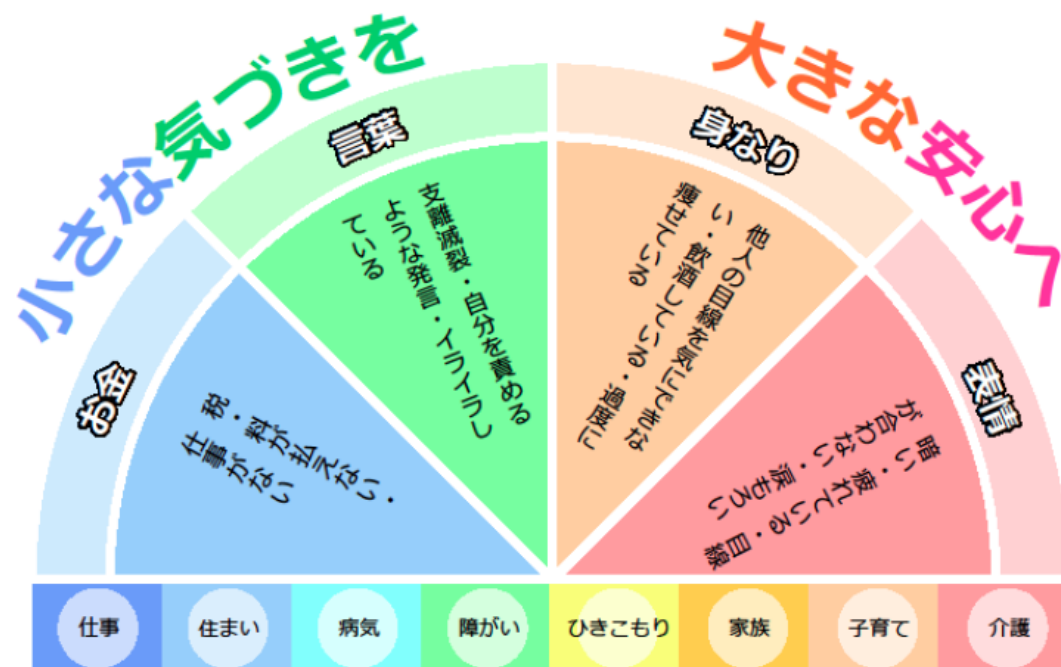
丁寧な説明

適切につなぐ

他課業務への関心

「相談チャート」(令和2年度)

※令和3年度から「包括的支援体制構築ワーキングチーム」に移行
職員の気づきを促すチャートを作成し、全職員で共有



生活にお困りの方は、お金、病気、障がい、家族など、さまざまな問題を抱えています。
業務の中で接した市民の表情や態度、恰好などから、抱えている問題に気づき、必要な支援へつなげましょう。
あなたの「困りごとはありませんか？」が、市民の「どうしたらよいかわからない…」へ支援を届けます。
「市役所へ来れば何とかなる！」身近で相談のしやすい窓口を目指しましょう。

きづいてつなぐ **相談チャート**


市役所の機能を活かして相談につなげる

「相談ロゴ」(R2年度)


印刷物に「ちょい出し」できる
相談ロゴを作成

相談ロゴ


◆相談ロゴ (ふちあり)




◆相談ロゴ (ふちなし)




◆相談ロゴ (色付き)



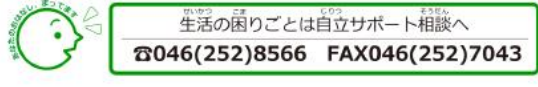
◆相談ロゴ大 (ふちあり)



◆相談ロゴ大 (ふちなし)



◆相談ロゴ大 (色付き)



国民健康保険税の

納期内納付をお願いします!!



座間市マスコットキャラクター ゴまりん

保険税を納めないでいるとどうなるの？

本市では、納期限内に国民健康保険税を御納付いただいている納税者との公平性を保つため、財産調査を実施し、納付できる資力があるにもかかわらず御納付いただけない方に対しては、不動産、給与、売掛金、預貯金、生命保険、自動車等の差押えを執行します。

また、未納期間に応じて次の措置を取ります。

① 納期限を過ぎると...

① 督促、催告を行います 延滞金を徴収する場合があります。

② それでも滞納が続くと...

② 短期被保険者証を交付します

短期被保険者証とは 通常の保険証の代わりに有効期限の短い「短期被保険者証」を交付します。

③ その後も滞納が続くと...

③ 資格証明書を交付します

資格証明書とは 保険証を返してもらい、代わりに国民健康保険者の資格を証明する「資格証明書」を交付します。医療機関での支払いは、全額自己負担(10割負担)となります。

※資格証明書の交付対象に属する高校生世代以下の被保険者には、引き続き短期被保険者証を交付します。

どうしても納付が困難なときは、
お早めに御相談ください。



④ 就職等で勤務先の健康保険に加入された方は、御自身で国民健康保険を脱退する手続きをする必要があります。必要書類をお持ちのうえ国保年金課窓口にお越しください。手続きをしないと国民健康保険税の課税が続いてしまいます。手続きも納付もしない場合、差押え等の滞納処分を受けることがありますので、御注意ください。

座間市健康部国保年金課徴収係

電話 046-252-8383 FAX 046-252-7043

生活の困りごとは自立サポート相談へ



生活の困りごとは自立サポート相談へ 046-252-8566 Fax046-252-7043

「つなぐシート」
 東京都足立区の取り組みを参考に
 H30.9月より試行を経て実施。
 相談者が多様な問題を抱えている場
 合一つの窓口での解決はなかなかで
 きず複数窓口の案内が必要な場合も
 あるため、複数窓口間における連携を
 スムーズにするためにシートを作成。
 複数窓口間における連携をスムーズ
 にするためのシート。

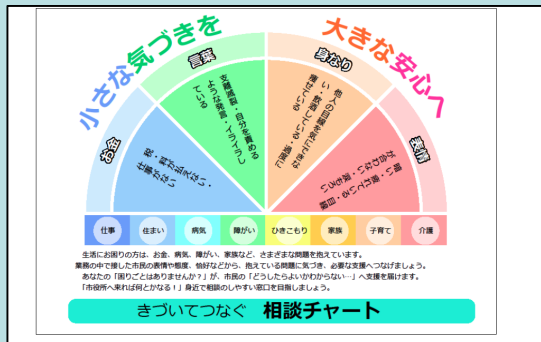
東京都足立区(パクリ)

★相談内容をシートで共有 たらい回しを防ぐ 座間市が県内初の試み
 神奈川新聞 | 平成30年12月17日
<https://www.kanaloco.jp/news/government/entry-146526.html>



研修会「みんなが相談員～マルっとざま～」
「つなぐシート」の活用方法等: 集合研修⇒オンラインコンテンツ化
 ★座間市相談支援事業を強化研修行い、全職員に啓蒙
 タウンニュース | 令和2年1月10日
<https://www.townnews.co.jp/0403/2020/01/10/513422.html>

「包括的支援体制構築ワーキングチーム」の取り組み



「相談チャート」
 困りごとを説明でき
 ない市民の相談支
 援へのつなぎのた
 めに、業務経験の長
 い職員が行っている
**「気づき」の技術の
 共有を図る試み。**

★小さな気づきを大きな安心へ 職員向けの「相談チャート」を作成
 市プレスリリース | 平成31年3月15日
<https://www.city.zama.kanagawa.jp/www/contents/1614579257232/files/210315-3.pdf>



「相談ロゴ」
 各課の作成するチラシ・通知に「相談ロゴ」を掲載し、生活に困っている方を支援につなぐ試み。
 市プレスリリース | 平成31年3月15日
<https://www.city.zama.kanagawa.jp/www/contents/1614579257232/files/210315-2.pdf>

市役所の機能を活かして相談につなげる



ゲートキーパー研修の様子

市職員を対象とした自殺予防に関するゲートキーパー研修(「心のサポーター研修」)にて講義。
生活困窮者自立支援制度と自殺予防対策の連携として、職員課、障がい福祉課と連携し実施。

新任職員研修でも研修実施。

市役所の機能を活かして相談につなげる

自殺対策SNS等相談事業との連携

特定非営利活動法人 自殺対策支援センター ライフリンクと「連携自治体事業」協定を締結

2022年2月9日登録



市と特定非営利活動法人 自殺対策支援センター ライフリンクは、2月8日に自殺対策SNS等相談事業における「連携自治体事業」協定締結式を行いました。

同協定は、同法人が自殺のリスクを抱えた方からSNSなどで受けた相談を、その相談者が居住する自治体（座間市）に「つなぎ支援」を行い、課題解決に向けた包括的な支援体制を構築することを目的としたものです。同法人が自殺対策の協定を県内の自治体と締結するのは初めてです。市は第一期「連携自治体」として、全国に先駆けて同法人と協定を締結し、自殺対策への取り組みを強化します。

締結式で市長は「本締結において自殺のリスクを抱えた方の課題解決に向けた包括的な支援につなげていけることを期待しています。今後も生活に困っている方の声を1人でも多く拾い、相談を受けたその先の支援をしっかりとできるような体制作りができればと考えています」と話し、同法人代表の清水康之さんは「相談者のSOSを受け取るだけでなく、その先の必要な支援を行うためには、行政との連携が不可欠だと考えています。本協定を機に座間市とともにさまざまな取り組みを一緒に進めていければと思います」と話しました。

問い合わせ先 障がい福祉課 TEL046(252)7978

（座間市の場合）

自殺対策主管部署と
生活困窮者自立支援制度
主管部署が連携して対応

<経路内訳: H30年度>

新規相談件数 437件

本人・家族からの相談 201件

庁内連携 106件
 (内訳) 生活保護相談から 22件
 その他庁内からの紹介 84件

庁外機関等からの紹介 89件

不明・その他 41件

→ 庁内、庁外の連携による相談が
 本人自ら連絡・来所とほぼ同じ

⇒ 複合的な課題を有する世帯への支援
 について協働の中核となる可能性。
 (輻輳する課題を世帯単位で整理する)

庁内	
生活保護担当	22件
市民税課	2件
収納課	13件
戸籍住民課	1件
広聴人権課	16件
消費生活センター	2件
商工観光課	1件
健康づくり課	10件
医療課	1件
国保年金課	13件
介護保険課	10件
障がい福祉課	8件
子ども政策課	5件
建築住宅課	1件
教育研究所	1件
合計	106件

庁外	
市社会福祉協議会	32件
地域包括支援センター	10件
コミュニティセンター	1件
民生委員	1件
はたらつく・ざま	3件
ユニバーサル就労	1件
ハローワーク	5件
ワンエイド	2件
病院	7件
介護施設	5件
高等学校	2件
不動産事業者	3件
弁護士など	1件
保護者など	1件
市議会議員	10件
保証会社	1件
こころの相談支援センター・ヌー	4件
合計	89件

「断らない相談支援」: 見えてきたこと(Ⅱ)

生活保護

- 要保護状態に介入
- 保護決定により最低生活を確保
- 各種扶助により
生活基盤を安定し、自立支援

生活困窮者自立支援

- 「最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある」状態に介入
- 生活困窮の状況・程度はさまざま
- さまざまな支援方法が求められる

行政・制度だけでは対応できない。

(制度上に位置づけられている機関との連携だけでは対応できない。)

ex. 中間的な就労に関すること、居住に関すること、一時的な食料支援等

では、どうするのか。

座間市では...

個別支援を通じた協働・連携から作られる支援体制

力を貸して下さい！

ダメもとです。

個の支援を通じて
地域の方々と
知り合う
(ご縁)

- ・自己完結しない
(“自己完結できない”強み)
- ・支援の実態を作る
(課題を顕在化させる)
- ・“ご縁”をつなぎあわせ、
ネットワークを形成していく
(ステークホルダーを増やし、
共感を広げる。)



個別支援がつなぐ「ご縁」から生まれた「チーム座間」

25

多様な主体の参画による地域と行政が一体となった取り組み 「チーム座間」

「座間市生活援護課 自立サポート担当」

(自立相談支援員・就労支援員・住居確保給付金担当・子ども健全育成支援員)

「座間市社会福祉協議会」(分科会6登壇)

(家計改善支援事業・子どもの生活・学習支援事業・生活支援コーディネーター)

「生活クラブ生協/NPOワーカーズコレクティブ協会/さがみ生活クラブ生協」

(就労準備支援事業「はたらっく・ざま」/居場所事業「みんなの居場所 ここから」)

★座間市就労準備支援事業「はたらっく・ざま」が日本協同組合学会実践賞を受賞しました

<https://coopkana.jp/archives/7599/>

★孤立した人支援へ、座間市が拠点開所 <https://www.asahi.com/articles/ASP6H74CWP6HULOB00F.html>

「厚木公共職業安定所(ハローワーク)」(生活保護受給者等就労自立促進事業)

「認定NPOきづき」「(社福)県央福祉会ブックカフェひばりが丘」(認定就労訓練事業)

※障害福祉サービス事業所

「社会福祉法人中心会 ユニバーサル就労支援事務局」(社会福祉法人公益事業)

★ <http://www.chusinkai.net/universal/>

「NPO法人ワンエイド」(一時生活支援事業・地域居住支援事業/フードバンク相談補助員)

★官・民組んだ座間市の取り組みとは <https://suumo.jp/journal/2020/06/04/172901/>

★「チーム座間」で生活救済 フードバンクに相談員配置

<https://www.townnews.co.jp/0402/2020/07/17/535032.html>

「神奈川県弁護士会 貧困問題対策本部」(生活困窮者自立支援事業助言弁護士)

★生活困窮者自立支援制度に関わって <https://kanasou-law.com/202208nishikawa/>

「相談オフィスわ〜くすけあ」(アウトリーチ等の充実による自立相談支援機能強化事業)

★座間市アウトリーチ支援 <https://www.townnews.co.jp/0402/2020/11/13/551201.html>

「社会福祉法人足跡の会」(助葬事業/相互提案型協働事業)

★座間市相互提案型協働事業 誰一人「無縁遺骨」にしない

<https://www.townnews.co.jp/0402/2022/03/18/617291.html>

「株式会社シグマスタッフ」(県事業/生活困窮者等就労体験・就労訓練先の開拓・マッチング事業)

生活困窮者自立支援制度の対象者は「就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者(生活困窮者自立支援法第3条)」とされています。

相談者がそうした「おそれのある」状態にあるかどうかは広く相談を受け付け、話を聞くことからしか分かりません。

また生活困窮状況の原因となる課題は複合的であり、その程度もさまざまです。このため事業開始1年目(平成27年度)に本市の自立相談支援事業では「相談を断らない」事を決めました。

さまざまな相談に向き合う中、制度の隙間に陥った相談者の複合的な生活課題を解決するには、行政や制度の力だけでは足りないことがわかってきました。

目の前の相談者の困りごとを解決するために、地域の方々の力を貸してもらうことが増えていき、個別支援を通じて出会った地域の方々との「ご縁」のつながりが支援のネットワークとなっていきました。

そうした経緯から生まれたのが、生活困窮者自立支援の

「チーム座間」です。

「生活困窮者自立支援全国ネットワーク」から
パクリ
※生活困窮者自立支援制度全国ネットワーク
ではない

必須事業：自立相談支援事業

福祉部生活援護課自立サポート担当

- ・無料職業紹介事業
- ・生活困窮者自立支援助言弁護士
- ・PSWによるアウトリーチ支援(委託)
- ・フードバンクに相談補助員を配置

支援調整会議

- ①(随時:月・金)個別プランの検討
- ②(定例:月1回)情報共有・取り組みの検討

※支援会議

生活困窮者自立支援法9条に定める
支援会議を設置

令和元年度 新規相談受付数

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
39	31	31	42	33	36	46	38	45	47	36	63	487

令和2年度 新規相談受付数

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
213	184	120	89	107	88	65	66	58	90	101	119	1300

令和3年度 新規相談受付数

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
88	78	99	50	79	78	63	74	48	44	39	44	784

「断らない相談支援」を掲げて対応する協働の中核

必須事業：自立相談支援事業

多様な就労支援の入口の整備

社会とつながることに不安がある

働くための準備が必要

働きたいけれども働くことが難しい

就業条件等の調整が必要

求職活動に支援が必要

自力で求職活動できる。

アウトリーチ支援

ハローワーク・生保等就労促進事業(H27～)

無料職業紹介事業(H27～)

ユニバーサル就労支援(中心会)(H27～)※連携開始

認定NPOきづき(認定就労訓練)(H30～)

就労準備支援事業「はたらっく・ざま」(H29～)

就労支援における連携について

生活困窮者自立支援制度を活用した多様な就労支援メニューの整備

社会とつながることに不安がある

働くための準備が必要

働きたいけれども働くことが難しい

就業条件等の調整が必要

求職活動に支援が必要

自力で求職活動できる。

アウトリーチ支援

ハローワーク・生保等就労促進事業(H27～)

無料職業紹介事業(H27～)

ユニバーサル就労支援(社福・中心会)(H27～)※連携開始

認定NPOきづき・県央福祉会(認定就労訓練事業)(H30～)

「はたらっく・ざま」
生活困窮者就労準備支援事業(H29～)
被保護者就労準備支援事業(令和4年～)

座間市生活援護課の就労支援について

もともと生活保護制度の「自立支援プログラム」として、就労可能な被保護者を対象に就労支援員により、ハローワークや求人広告等の求人と求職者をつなげるといった支援が行われていた。

生活困窮者自立支援制度開始以降、自立相談支援事業で受け止める、多様な就労に関する相談に対応するため、ハローワーク・就労ナビゲーターとの連携強化、無料職業紹介事業や求人開拓、(社福・中心会)ユニバーサル就労支援事務局、認定就労訓練事業所との連携、就労準備支援事業の実施に取り組み、支援メニューの拡充を進めてきた。

支援メニューの一部は、生活保護制度の就労支援においても活用可能な社会資源になってきている。

被保護者就労支援事業とも連携

任意事業：就労準備支援事業「はたらっく・ざま」

広報ざま 【座間市のお知らせ】 No.1069
平成31年(2019年) 2.15

一人でも悩まずに、まずは相談を
働きたくても働けずにいる方へ

「仕事はしたいけれど、働けずにいる人」に悩んでいる人は、ぜひ相談してください。座間市就労準備支援事業「はたらっく・ざま」が、あなたの悩みに寄り添ってサポートします。お気軽にご相談ください。

暮らしや仕事の相談はお気軽に

生活支援課 ☎046(252)8566 ☎046(252)7043

働きたいけれど働けずにいる人に悩んでいる人へ

「はたらっく・ざま」をぜひご利用ください。

希望者への「広報ざま」の戸別配布を実施中

座間市からのお知らせ

「はたらっく・ざま」のサービスについて

「はたらっく・ざま」は、働く準備が整っていない方に対して、働く準備を支援する事業です。

「はたらっく・ざま」のサービス内容は、以下のとおりです。

- 生活クラブ生活協同組合(代表団体)
- 特定非営利活動法人ワーカーズコレクティブ協会
- さがみ生活クラブ生活協同組合

座間市就労準備支援事業「はたらっく・ざま」のサービスについて

「はたらっく・ざま」は、働く準備が整っていない方に対して、働く準備を支援する事業です。

「はたらっく・ざま」のサービス内容は、以下のとおりです。

- 生活クラブ生活協同組合(代表団体)
- 特定非営利活動法人ワーカーズコレクティブ協会
- さがみ生活クラブ生活協同組合

- ・就労準備支援事業(H29.10月～)
- (座間市就労準備支援事業共同企業体に委託)
- ・生活クラブ生活協同組合(代表団体)
- ・特定非営利活動法人ワーカーズコレクティブ協会
- ・さがみ生活クラブ生活協同組合

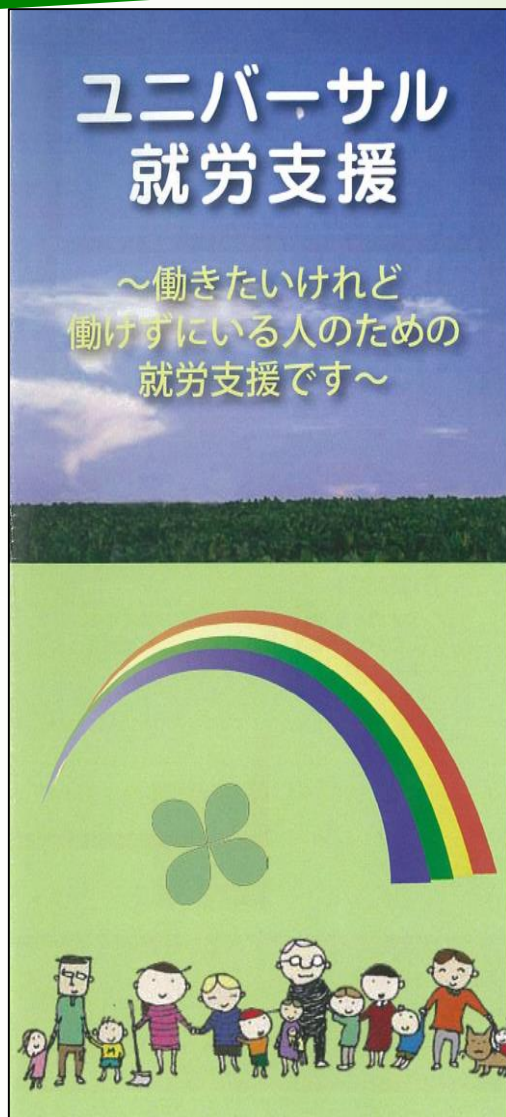
- 1.生活するための基礎を学ぶ
☆調理☆掃除・片づけ☆洗濯☆お金の管理
- 2.事業所見学
☆就労支援員(無料職業紹介)と連携した 地元企業等への見学
- 3.事業所交流会
☆事業所見学後、「はたらっく・ざま」で開催見学だけでは、わからなかった事、聞けなかった事を確認。
※「見る」、「聞く」、「話す」で働くイメージを醸成
- 4.体験実習
☆市内事業所を中心に職場体験実習
事前にオリエンテーションを実施
2ヶ月で1か所、4ヶ月で2か所可能
☆事業所から1回あたり1000円の奨励金支給
- 5.実習ふりかえり
☆苦手なこと、得意なこと、できたこと等
☆今後の就労に向けた支援について関係者と相談しながら、本人の希望に沿った支援を継続

事業利用中も適宜、自立相談支援員と連携し状況を共有

令和元年度
「日本協同組合学会 実践賞受賞」

令和4年度
被保護者就労準備支援事業開始

ユニバーサル就労支援(社会福祉法人の公益活動との連携)



ユニバーサル就労事務局
(社会福祉法人中心会)

<http://www.chusinkai.net/universal/>

厚生労働省HPに掲載

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000112273>

平成27年度 生活保護受給者・生活困窮者の就労の促進に関する協議会資料について(平成28年1月27日)

【参考資料2 全国経営者協議会提出資料 1・2】

ご家族の方も必聴!
働きたいけれど働けずにいる人に聞いてほしい話
ひきこもり、長期離職などでお悩みの方へ

一歩踏み出すきっかけに! 専門家の話が聞けます!

3/23(金)
午後1時~3時

入場無料
(入場自由)

座間市役所 4階
4-2、3会議室

第1部 社会とつながる支援の実態
実際の支援態とそのポイントを解説
◆社会福祉法人 中心会 伊藤早苗
◆特定非営利活動法人 ワークス・コレクション 稲田百合子

第2部 将来に備えて利用できる知識
就労を支援できるヒントが詰まったセミナー
◆社会福祉法人 中心会 伊藤早苗

第3部 座間市の支援体制について
個別相談の受け方なども解説
◆座間市役所 生活支援課 自立サポート担当

主催：座間市 協力：社会福祉法人 中心会 ユニバーサル就労支援事務局
就労準備支援事業委託事業所 はららっく・ざん
問い合わせ先：座間市役所 生活支援課 自立サポート担当
TEL 046 (252) 8566 FAX 046 (252) 7043

座間市と就労準備支援事業委託先、連携先であるユニバーサル就労事務局が協働。

ひきこもり、長期離職などにより、「働きたいけれど働けずにいる人」向けのセミナーを企画。

行政・生協/NPO・社会福祉法人による公益活動が連携した協働(多様な主体による協働)

アウトリーチ支援事業(自立相談支援事業の強化)

広報 ざま

【座間市のお知らせ】 No.1104
令和2年(2020年) 8.1

◆のどろ 総合福祉センター(2階)
◆かんざり 福祉センター(2階)
◆たけな 福祉センター(2階)
◆まがら 福祉センター(2階)
◆まがら 福祉センター(2階)
◆まがら 福祉センター(2階)

◆令和2年(2020年) 8.1
◆座間市人口 131,700人(※2019年)
◆座間市世帯数 52,800世帯(※2019年)
◆座間市1km²あたりの人口 1,220人

「アウトリーチ支援」を開始
「どうしたらよいか
わからない」へ
支援を届けます

◆どんな支援がありますか
◆どんな方がいませんか
◆話を聞いてみたい

◆アウトリーチ支援とは

◆希望者への「広報ざま」の戸別配布を再開中

令和2年8月から新規事業
「アウトリーチ支援」を開始。
※精神保健福祉士による訪問支援



令和2年8月～令和3年3月
新規相談 39件、支援件数160件超



令和3年度新規事業
ひきこもりサポート事業
「居場所」づくりへ
(令和3年6月開始)

ひきこもりサポート事業(居場所事業)

ざま

【座間市のお知らせ】 No.1126
令和3年 (2021年) 7.1

令和3年(2021年)7月1日開所
座間市社会福祉課 相談支援課
市の人口 130,667人 (-13.4%)
市の世帯数 60,283世帯 (-13.4%)
座間市人口密度(1km²当たり) 137.1人



- 目次
- 市立プールの一軒貸出(2面)
 - みんなの居場所(3面)
 - 後援施設 座間市図書館(4面)
 - 座間市 座間市高齢者会(5面)
 - ごまインフォメーション(6・7面)
 - 座間市サマーフェスティバル(8面)

ひきこもりサポート事業 **ご利用ください**

みんなの居場所 「ここから」



ひきこもり状態にある方などの「いつ」とできる居場所としてフリースペース「みんなの居場所(ここから)」を開所しています。フリースペースでは、サロンやセミナー、作業を実施する予定です。また、ひきこもり状態にある方の家族や関係者からの相談を受け付けています。何もしなくてもよい居場所「ここから」へ皆様にお越しください。

担当 生活相談員 石川 046(252)8566 046(252)7043

ここから、社会への一歩を踏み出しましょう。

フリーカフェ

何もしなくて良い居場所です。読書などをして自由に過ごせます。



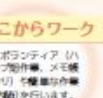
ここから相談

家族のことや社会生活について相談できます。



ここからセミナー

ひきこもり状態にある方家族、関係者に向けたセミナーを開催します。



ここからサロン

- 季節の行事
七夕まつりマスカ会に向けた準備(物作り)を行います。
- 学びの時間
パソコンの使い方、漢字、イラストなどを学びます。



ここからワーク

パソコンタイピング制作、メッセンジャー制作)を開催予定です(予約)を行います。

みんなの居場所「ここから」

- 利用時間 月曜～金曜 午前10時～午後4時(水・日・祭日、祝・休日を除く)
- 所在地 相武台1-35-6 三裕ビル2階
- 利用方法 無料(フリースペースへは、入場自由)

ここからセミナー「家族セミナー」

- ひきこもり状態にある方との接し方について、市アウトルーチ支援員の他、座間市福祉課 相談支援課の職員が講師・指導します。
- 日時 7月20日(水) 午後2時～4時
- 対象者 ひきこもり状態にある方家族、関係者
- 定員 15人(申込要)
- 申込方法 電話、ファクスまたは直接お問い合わせ先へ
- 問い合わせ先 はこちらをご覧ください
- 046(204)7534 046(204)7625

希望者への「ざまざま」の戸別配布を実施中
※詳細を閲覧されている方には、郵送にさせていただきます。

座間市LINE公式アカウント
座間市LINE公式アカウント QRコード

座間市LINE公式アカウント QRコード

「ひきこもりを生きる」って何？ 家族へ伝えたいひきこもりへの目線

「ひきこもり」をどのように捉え、どのように接したらよいのかについて、ひきこもり支援の実践と研究を行う白梅学園大学教授の長谷川俊雄さんを講師に招きセミナーを開催します。

「家族のセルフケア」や「快適にひきこもるために」など、新しい視点からひきこもりの理解を紹介します。ごなため、気軽にご参加ください。

11月23日(水)
午後1時30分～3時30分
サンープレイス座間3階 多目的室
(座間市緑ヶ丘1-2-1)
参加無料

11月22日(火)までに、電話、ファクスまたは直接で問い合わせ先へお申込みください。

お問い合わせ先
みんなの居場所ここから
座間市相武台1-35-6三裕ビル2階
TEL046-244-6434 FAX046-204-7625

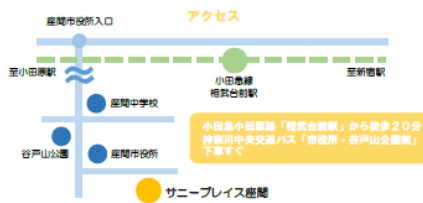
講師プロフィール

長谷川俊雄さん
白梅学園大学子ども学部の教授で、社会福祉士および精神保健福祉士の資格を保有。
横浜市福祉事務所および保健福祉事務所などで社会福祉士として勤務した後、精神科クリニック、愛知県立大学での経験を経て現職に就く。「ひきこもり支援」「家族ソーシャルワーク」などをテーマに研究を行う。著書には、「引きこもりの理解と援助(共著)」など多数あり。



プログラム

13:30～15:00 講演(長谷川俊雄さん)
(休憩・質疑応答)
15:15～15:25 支援制度紹介(座間市・神奈川県)
15:25～ 自由相談



座間市生活相談課 TEL046-252-8566 FAX046-252-7043

みんなの居場所「ここから」
令和2年6月開所。
居場所提供とともにセミナーやサロンを開催。
家族が気軽に話ができる場としても

任意事業：家計改善支援事業

「家計収支の均衡がとれていないなど、家計に問題を抱える者に対して、家計観点から継続的・総合的に支援を行うことにより、家計収支を適正化し、生活の再建を図ることを目的とする。」

- ・H28年7月～
- ・委託：座間市社会福祉協議会
- ・被保護者家計改善支援事業（令和2年度より）

令和2年度支援決定

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
21	26	8	6	24	43	29	10	19	31	34	31	282

令和3年度支援決定

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
18	10	24	15	11	13	11	25	9	2	1	3	142

自立相談支援員

家計改善支援員

（運用のポイント）

- ・家計相談が必要と思われる相談については初回インテーク時より両相談員が同席。
- ・社協委託のメリットを活かし生活福祉資金貸付制度と連携。
⇒教育支援貸付を除き、貸付相談は原則自立相談支援事業につながる。（相談件数増）
- ・立ち上げ時、国研修に加え独自研修を実施（講師：グリーンコープ連合 行岡氏他1名）

⇒任意事業の実施により相談支援体制を強化（早期的介入、アフターフォロー、連携強化）

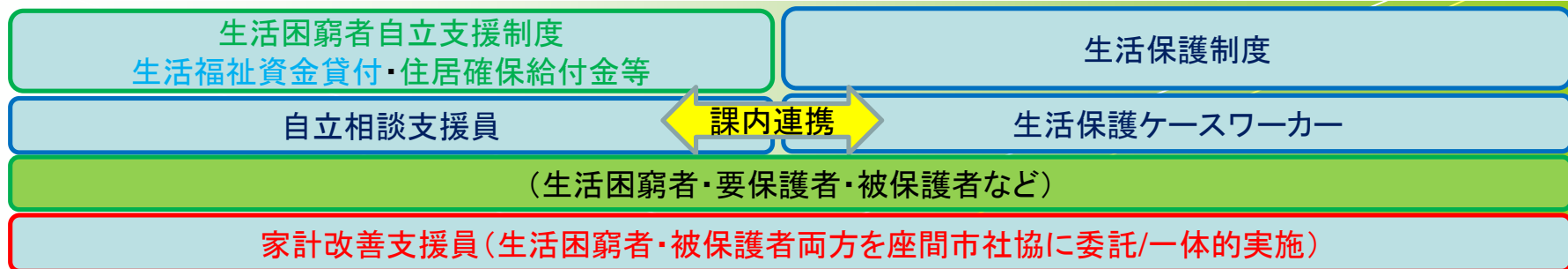
➡コロナ特例貸付の実施：これまでに構築してきた体制が有効に機能した。

家計改善支援事業における連携について

＜コロナ禍において見た家計改善支援事業の効果＞

生活困窮者自立支援制度、生活保護制度、生活福祉資金貸付制度など制度間連携の強化、市/生活援護課と座間市社会福祉協議会/生活相談課との連携強化につながった。

	生活保護	自立相談支援事業	座間市社会福祉協議会/生活相談課 (家計改善支援事業/生活福祉資金貸付)	
市/生活援護課 生活援護1~3係 (CW24名)	—	課内 連携(市)	被保護者 家計改善支援事業	生活福祉資金貸付 必要に応じ連携
市/生活援護課 自立サポート担当 (自立相談支援員4名)	課内 連携(市)	—	生活困窮者 家計改善支援事業	生活福祉資金貸付 必要に応じ連携



自立相談支援事業と連携し、家計を切り口として相談者の生活課題を複眼的に把握できるといった効果により、世帯への包括的な相談支援のために家計改善支援事業は欠かせない事業となっている。令和2年度から開始した被保護者家計改善支援事業においてもCWと連携することで同様の効果があることが見えてきている。コロナ禍、家計改善支援事業(生困・被保護者)は、生活困窮者自立支援制度(住居確保給付金)・特例貸付・生活困窮者自立支援金・生活保護等の制度横断的な伴走支援を実施した。

任意事業：子どもの学習・生活支援事業

1. 子ども健全育成支援員の配置（H27年4月～）

①日常生活及び社会生活支援

子ども及び（「養育者」を含む）が日常的な生活習慣を身につけ、社会と関わり、生活をしてゆく支援

②養育支援 引きこもり及び不登校、育児不安や虐待等に関する支援

③教育支援 子どもの進学及び進路に関する支援

④就業支援 高校生及び中途退学者に対する就労支援

⑤その他支援 前各号のほか、福祉事務所長が必要と認める支援

※生活困窮世帯の子ども・養育者への子育てに関する寄り添い支援

課題⇒「社会的孤立」「関係性の貧困」が見えてきた
（社会的な関係性を育めるような「居場所」が少ない）

2. 「居場所」「学習支援の場」づくり（生活困窮者自立支援を通じた地域づくり）

①「居場所」「学習支援の場」づくり

②担い手の開拓

③活動団体等のネットワークづくり

※東京都北区社協の取り組みを参考

⇒座間市社会福祉協議会に委託（H30年7月～）

任意事業：子どもの学習・生活支援事業

社協の地域ネットワークを活かし、令和元年度までに市内7か所で活動開始。

庁内関係部署・学校、既存の学習支援団体等との連携を進めている。

団体それぞれの「強み」を活かしたいと考えています



一緒に遊んだり、勉強をしたりしませんか？

楽しいよ

東原教室
毎週水曜日
小16:30~18:00
中18:00~20:00

ひばりが丘教室
毎週月曜日
16:30~18:30

相模台教室
毎週水曜日
16:30~18:30

入谷教室
毎週月曜日
15:30~17:00

西栗原教室
毎週月曜日
16:30~18:30

相模が丘第1教室
毎週木曜日
16:00~17:30

相模が丘第2教室
毎週土曜日
14:00~16:00



生徒募集中

リラックスタデイ
ざま

対象 小学生・中学生・高校生 参加費 無料

お気軽にお電話ください。

座間市社会福祉協議会生活相談課
座間市緑ヶ丘1-2-1 Tel.046-266-2004(9時~17時)
✉study2025@zamashakyo.jp

任意事業 子どもの学習・生活支援事業

フードドライブの文房具版

スタディドライブのご協力をお願いします

子どもの学習支援や、外国人への日本語学習支援を行う団体への支援を行うため、卒業や就職などでご家庭で使用しなくなった教科書や参考書・文房具のリサイクル・リユース・指定寄付を行う事業です。



教科書や辞書・参考書(直近の刊行物)
★なるべく美品の物



ノート・ルーズリーフ・学習帳
シャープペンシル・鉛筆・消し
ゴム等(なるべく未使用の物)



学習支援活動ボランティア
団体さんへの応援募金

ご家庭で眠っている
教材を事務局で集めます。

集まった教材や寄付金を
活動団体に振り分けます。



学習支援ボランティアサークル



日本語学習ボランティアサークル



募集期間：令和3年5月10日(月)～14日(金)

募集場所：市立総合福祉センターサニープレイス座間

具体的な文房具の一覧や、寄付金についてや、
活動団体の紹介などは次ページをご覧ください

スタディドライブ事務局：社会福祉法人座間市社会福祉協議会 TEL：046-266-1294





うたもあるよ!

こども食堂

at フックカフェひばりが丘
おとなも参加可
小学生：¥100
中学生以上：¥300

ダンスもあるよ!

今回のメニューは
カレーとスープです!
なくなり次第終了です

2021. 2. 23 (火)
11:00~14:00
場所：フックカフェひばりが丘



●お問合せ・申し込み先
社会福祉法人県央福祉会
フックカフェひばりが丘
〒252-0003 座間市ひばりが丘 1-45-21
電話：046-200-9627
※お申込みは2月22日までにお電話で
お申込み下さい。

・主催・運営：社会福祉法人県央福祉会

社会福祉協議会が地域へ働きかけ、
市内数か所で実施。

社会福祉法人の地域貢献としても

団体それぞれの
「強み」を活かしたい
と考えています



フードバンク・社会福祉法人の公益的取組との連携

NPO法人ワンエイド(座間市)との連携

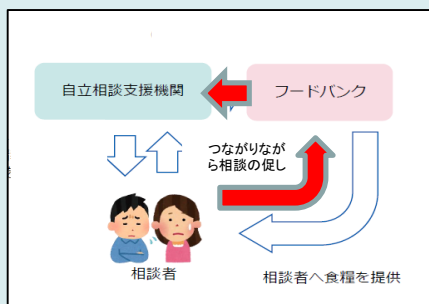
座間市ではフードバンク活動を行うNPOワンエイドと連携し食糧支援を実施。これまでもフードドライブの実施などフードバンク活動を応援してきた。コロナ禍においてフードバンク利用者が急増する中、フードバンクにはつながるが、相談支援につながらない住民が少なからず存在することが判明。

⇒**公的相談へのハードルを感じる方の存在が顕在化**

・フードバンクでは、食の支援を介した「人と人のつながり」が生まれている。

➡ **フードバンクへの相談補助員の配置**

フードバンクが自立相談支援機関につながる場合



NPO法人ワンエイド
食と住まいを支援するNPO法人。
居住支援法人でもある。

社会福祉法人中心会(神奈川県海老名市)との連携

社会福祉法人による公益事業「かながわライフサポート事業」の枠組みを活用。通常は相談支援+必要に応じて現物支給の事業だが、宿泊が必要な場合に**一時的に施設に併設する宿泊室を貸出+食事の支援**を実施。

⇒一時居住し、就労・家計改善・居住支援を実施する事例が増加。

⇒**潜在ニーズの顕在化**

➡ **一時生活支援事業の実施**
(令和2年度～地域居住支援事業とともにNPO法人ワンエイドに委託)



断らない相談支援を通じ、潜在ニーズを顕在化することにつながると思います。

フードバンクへの相談補助員の配置(アウトリーチ機能)・一時相談支援事業は、相談を断らず解決方法を模索する「断らない相談支援」の実践の中でつながった「ご縁」により、支援の実態が先行し、事業化に至った。「フードバンク」や「社会福祉法人の公益的取組」との連携は、相談支援を通じて潜在ニーズを顕在化する取組ではないか



【2020年(令和2年) 紹介記事等】

2020年6月4日(SUUMOジャーナル)

住宅弱者に寄り添い続ける幼馴染の二人。官・民組んだ座間市の取り組みとは

<https://suumo.jp/journal/2020/06/04/172901/>

2020年7月15日(中日新聞)

手続き煩雑、自治体疲弊 住居確保給付金

<https://www.chunichi.co.jp/article/89028>

2020年7月17日号(タウンニュース)

「チーム座間」で生活救え フードバンクに相談員配置

<https://www.townnews.co.jp/0402/2020/07/17/535032.html>

2020年7月24日(公明新聞)

生活困窮者の支援探る

<https://www.komei.or.jp/komeinews/p113164/>

2020年7月31日(神奈川新聞)

コロナ影響の生活困窮者に市営住宅提供、再建支援 座間

<https://www.kanaloco.jp/news/government/entry-426244.html>

2020年11月2日(朝日新聞)

(現場へ!)住宅弱者を支える:1 高齢者の家探し、見捨てない

https://www.asahi.com/sp/articles/DA3S14680999.html?iref=sp_photo_gallery_bottom

2020年11月13日(タウンニュース)

座間市アウトリーチ支援「想定以上の反響」ひきこもりに専門家対応

<https://www.townnews.co.jp/0402/2020/11/13/551201.html>

2020年12月24日

JAさがみの直売所で就労準備支援の体験実習を実施 一生協、ワーカーズ・コレクティブ、JAが連携した取り組み

<https://www.japan.coop/wp/8792>

地域の方々に支援内容や
取り組みを知っていただくために
市広報・HP以外の媒体も用いて
積極的に情報発信を行う。

地域に向けて情報を発信する

41

【2021年(令和3年) 紹介記事等】

2021年1月8日 朝日新聞
【この声、届いてますか】「減収」で家失う危機...増える相談、動いた自治体職員
<https://www.asahi.com/articles/ASP110D3QNDWUTFK00Q.html>
(動画)
https://youtu.be/G4Y0_gtoMns

2021年1月19日 JB Press
緊急事態宣言後、続出する困窮者にどう対応するか
<https://news.nicovideo.jp/watch/nw8814016>

2021年2月2日NHK総合
『クローズアップ現代+』緊急事態宣言 命の支援を途切れさせないために
<https://www.nhk.or.jp/gendai/articles/4511/index.html>

2021年3月19日 タウンニュース
座間市相互提案型協働事業
「無縁遺骨」知っていますか 社会福祉法人 足跡の会
<https://www.townnews.co.jp/0402/2021/03/19/566568.html>

2021年3月19日 タウンニュース
大人のひきこもり 座間市が支援強化へ 自宅以外の居場所づくりも
<https://www.townnews.co.jp/0402/2021/03/19/566661.html>

座間市「アウトリーチ支援」の専門相談員を務める 池田 陽子さん
<https://www.townnews.co.jp/0402/2021/03/19/566655.html>

2021年4月2日 公明新聞
地域一体で孤立防ぐ
<https://www.komei.or.jp/komeinews/p156604/>

2021年5月7日 タウンニュース
座間市社協 文具教材の寄付求む「スタディドライブ」初実施
<https://www.townnews.co.jp/0402/2021/05/07/573484.html>
※座間市社協さん

2021年5月21日 タウンニュース
座間市 居住支援協議会が発足 福住連携「座間モデル」始動へ
<https://www.townnews.co.jp/0402/2021/05/21/575597.html>

2021年5月28日 タウンニュース
1万2千点の寄付 座間市のスタディドライブ
<https://www.townnews.co.jp/0402/2021/05/28/576628.html>
※座間市社協さん

2021年6月15日 テレビ朝日
「ひきこもり」の社会参加を支援 座間市で施設開設
https://news.tv-asahi.co.jp/news_society/articles/000219430.html

2021年6月16日 朝日新聞
孤立した人支援へ、座間市が拠点開所「社会への一歩に」
<https://www.asahi.com/articles/ASP6H74CWP6HULOB00F.html>

2021年9月17日 タウンニュース
パン購入で子ども食堂応援 座間市社協が初企画
<https://www.townnews.co.jp/0402/2021/09/17/592267.html>
※座間市社協さん

2021年9月22日
[神奈川県・座間市]社会的孤立状態にある人のフリースペース「みんなの居場所 ここから」を開設
<https://news.yahoo.co.jp/articles/178a082d8c9adb351d5d3cf10aaed56d53952c67>

2021年12月3日 タウンニュース
座間市社協 全市でフードドライブ
<https://www.townnews.co.jp/0402/2021/12/03/602975.html>
※座間市社協さん

2021年12月6日 SPA !
コロナ禍の貧困は会社員世帯にも。食料支援を受ける家庭が3倍に増
<https://nikkan-spa.jp/1795896>
※NPOワンエイドさん

2021年12月19日 SPA!
「今日のご飯がない」困窮者を支援するフードバンク。枯渇する食料の確保に奔走
<https://nikkan-spa.jp/1795940>
※NPOワンエイドさん

ルポルタージュ『誰も断らない こちら神奈川県座間市生活援護課』 (篠原匡著/朝日新聞出版)令和4年6月出版



“なぜ座間市の困窮者支援がうまくいくのか。その理由の一つとして考えられるのが「**水平的な公民連携**」である。こんにち**行政と民間団体の連携**は珍しいものではないが、それらは**垂直的な関係に陥りがち**だ。分かりやすく言えば民間団体が「**行政の下請け**」かのような錯覚だ。座間市ではこうした感覚が希薄であり、対等な関係で協働が展開されていることが推察される。真剣に困窮者に向き合おうと思った時に、**行政の力だけではとても対応できない**。このような行政側の**無力感**が民間団体に対する敬意を生み出しているのだろう。”

(白波瀬達也 関西学院大学人間福祉学部教授)

「ふつうの自治体」の熱意が生んだ「すごい困窮者支援」
2022年8月28日 Foresight
<https://www.fsight.jp/articles/-/49123>

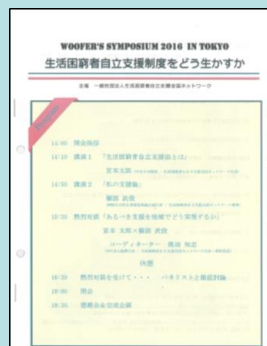


力を貸して下さい！



個別支援を通じて中間的就労
食料支援・居住支援など、
行政・制度だけでは対応できない
課題の解決のために地域の方々に協力を求めた。
→「支援の実態づくり」につながった。
**相談者の抱えている課題、
支援の実態の顕在化→「事業化」へ**

「つながっていること。
そのこと自体が支援」
2016.6.10実践研修
奥田全国ネット代表



熊本地震の被災地に入った自衛隊を見て、生活保護は自衛隊みたいだと思った。

炊き出しをしても、自分たちはトラックの中で缶詰の糧食を食べる。重装備を持ち込み、人知れず被災地に負担のないよう自己完結した活動をしていた。
(2016.6.11シンポ 櫛部武俊さん)

課題解決できない「無力感」を積極的にごまかしていく言葉に支えられた。⇒両輪というよりも基盤？

一時生活支援事業/地域居住支援事業



ある日、市内で高齢者の生活支援や住まいのサポートを実施している「NPO法人ワンエイド」に訪問した時のことでした。ワンエイドさんは活動開始当初は、高齢者への生活支援を中心に活動していましたが、高齢者の様々な生活ニーズに応じていくうちに居住に関するサポートもはじめた団体でした。

これまでの取り組みを通じて高齢者や母子家庭等の生活困窮が見えてきており、自分たちの団体でできることがあれば是非協力させてほしいとお申し出をいただきました。ちょうど、当座の生活をしのぐための食料の確保について苦慮している頃でしたので、思い切ってダメ元でフードバンクに取り組みをいただけないかとお願したところ、ふたつ返事で「はい、やらせてください」とのこと。それからすぐに市内でのフードバンク活動がはじまりました。NPO法人ワンエイドさんとの連携はここからはじまりました。

※高齢者住宅財団発行「財団ニュース150号」より

委託先：NPO法人ワンエイド（居住支援法人）

※全居協会員

（内閣府）

第2回孤独・孤立フォーラム

（令和3年7月1日）

「生活困窮（食と住を中心として）」
登壇

居住支援法人の取組事例

①ホームレス等の低所得高齢者に対し、生活・住まいだけでなく「ひとり暮らし」支援

NPO法人 抱擁（福岡）

- 空き家を改修し、高齢者、障害者、刑余者等の住宅確保要配慮者向けの共同住宅と、障がい者グループホームを整備。
- 生活支援付債務保証等を実施し、賃貸人が安心して住宅確保要配慮者へ賃貸できる体制の構築。

②要配慮者が希望する物件を法人が借り上げて住まいと見守りを提供

社会福祉法人悠々会（東京）

- 要配慮者へのヒアリングにより、希望にあった物件を探し、法人として一部屋ごとにサブリース契約を締結。
- 家主への支払いを減額した上で、入居後の24時間見守りサービスや日常生活支援を実施。

③ひとり親子育て家庭に特化した伴走型サポートを実施

NPO法人 リトルワンズ（東京）

- NPOと不動産事業者の連携によるひとり親向け専用のサイトを開設し、空き家・空き室とひとり親世帯をマッチング。
- 生活的基盤を安定するために必要な社会的スキルを身につける自立サポートを実施。
- 社会的・情報の孤立からの救済のため、イベントやセミナーを開催。

④外国人に特化した多言語による入居や退去の相談・支援を実施

NPO法人 かながわ外国人すまいサポートセンター（神奈川県）

- 多言語コーディネータースタッフによる入居相談の受付。
- 多言語対応の住宅借り方マニュアル等のパンフレット作成。
- 物件説明や契約の際などに必要に応じて通訳ボランティアを派遣。

⑤不動産会社とNPOが表裏一体のスタイルで「決して断らない」支援を実施

NPO法人 ワンエイド（神奈川県）

- 不動産会社とNPO法人の2つの立場で、住宅探しから生活相談まであらゆる相談に対して断らずに支援。
- フードバンク活動も併せて展開。

⑥住まいの確保と住まい方の包括支援を社協として実施

熊本市社会福祉協議会（熊本）

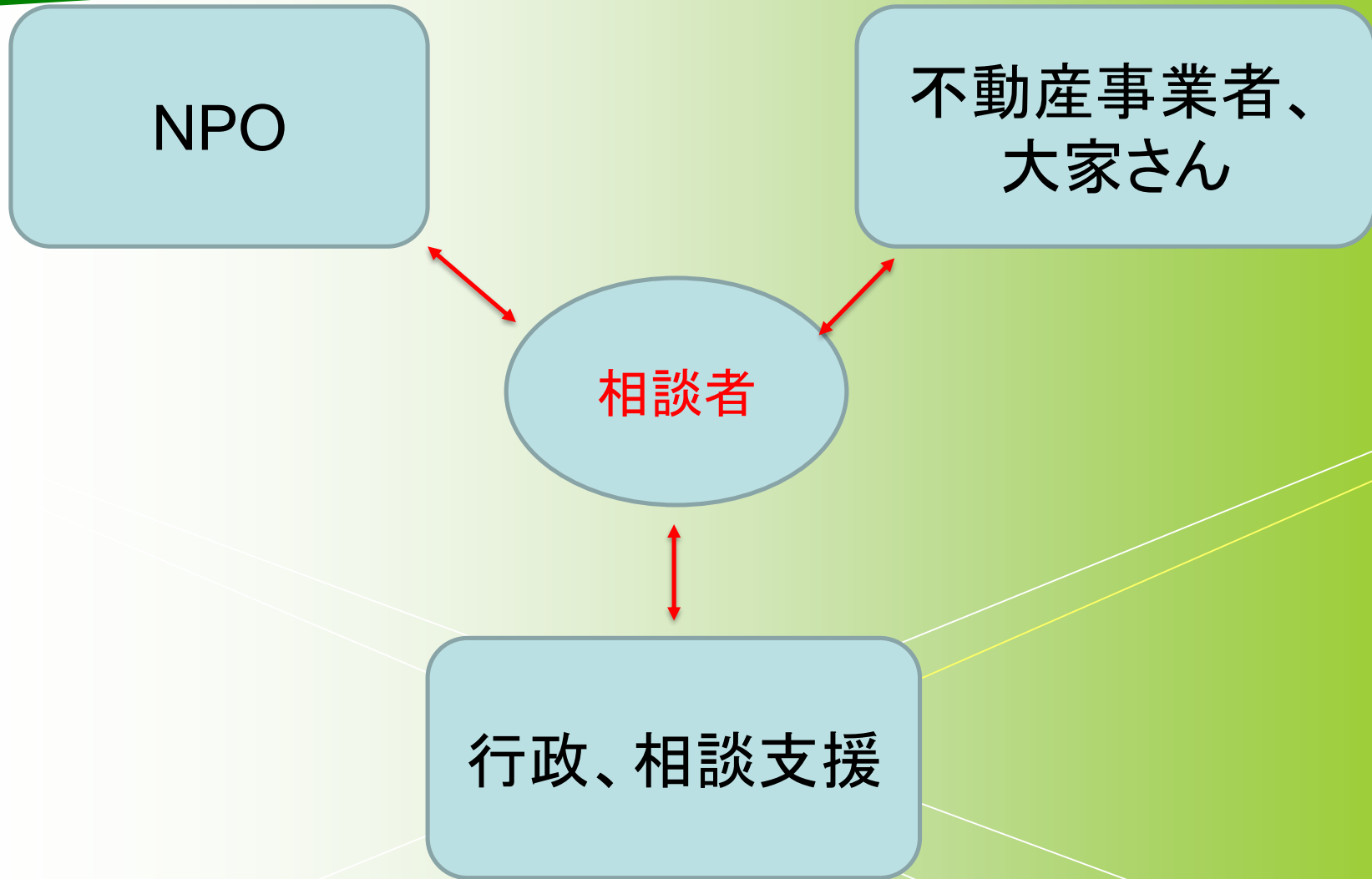
- 賃貸借契約時に求められる保証を社協が行い、入居時から退去時までの包括的かつ継続的な支援を実施。

国
交
省
HP
で
も
紹
介

NPOワンエイドとの連携事例（一時生活支援事業実施前）

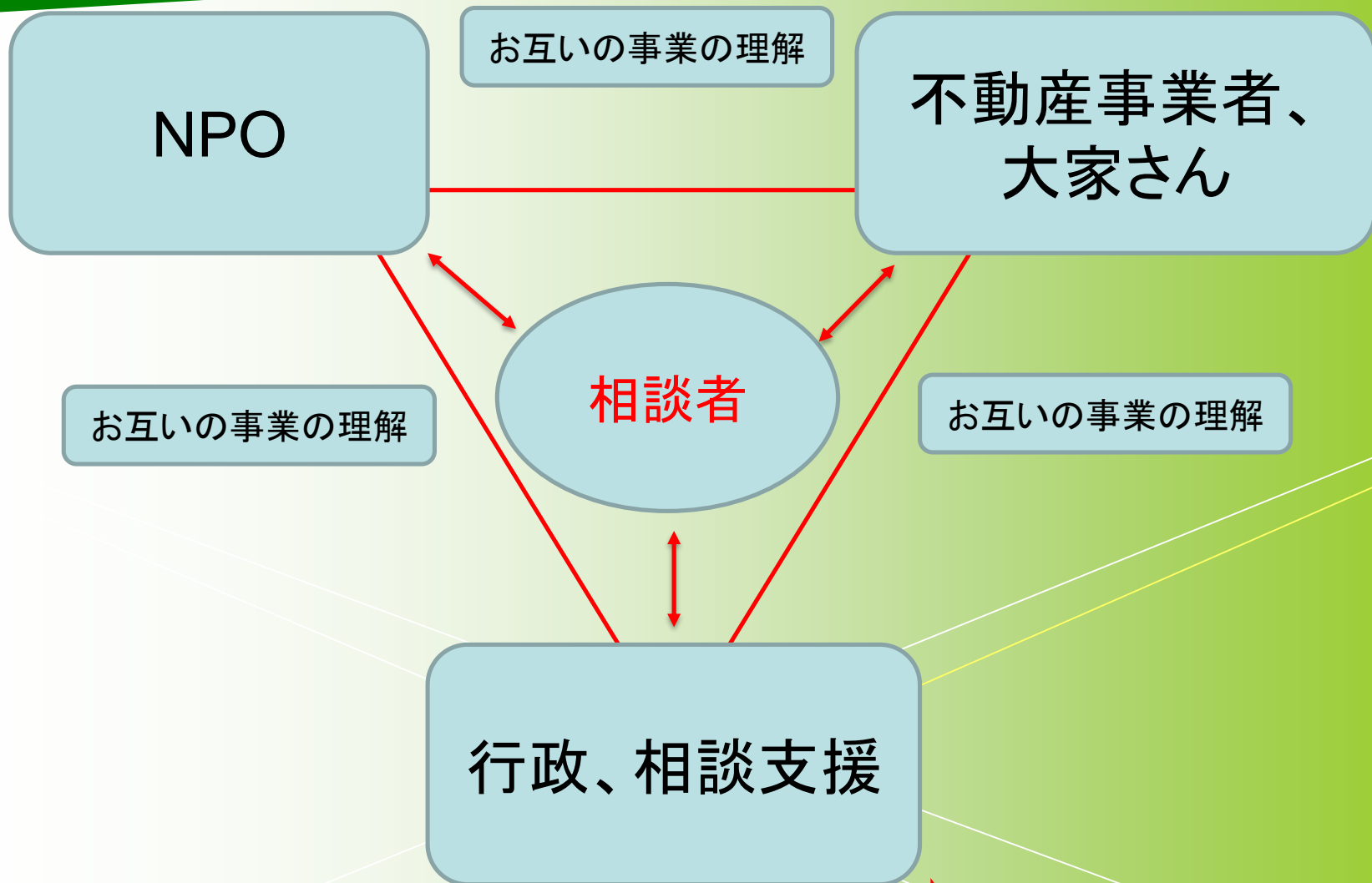
- ・ホームレス状態になった高齢者への支援
市税滞納による差し押さえから家賃未納→ホームレス状態に
⇒市税滞納により収納課から自立相談支援事業につながる。
（差押解除の調整/**アパート入居相談**/食料支援/見守り）
- ・ネットカフェ生活者
⇒市税滞納により収納課から自立相談支援につながる。
（**アパート入居相談**/家計改善支援・税分納相談）
- ・社員寮からの退去
⇒建築住宅課（市営住宅の相談）から自立相談支援につながる。
（就労支援/**アパート入居相談**/引っ越し作業）
- ・世帯主の傷病（うつ病）による収入喪失、住宅ローンが支払えない。
⇒障がい福祉課（精神保健担当）より自立相談支援につながる。
（妻の就労支援/**アパート入居相談**/物件売却/家計改善支援）

相談支援の実態から生まれる連携(1)



それぞれがバラバラに相談者に関わっている状態

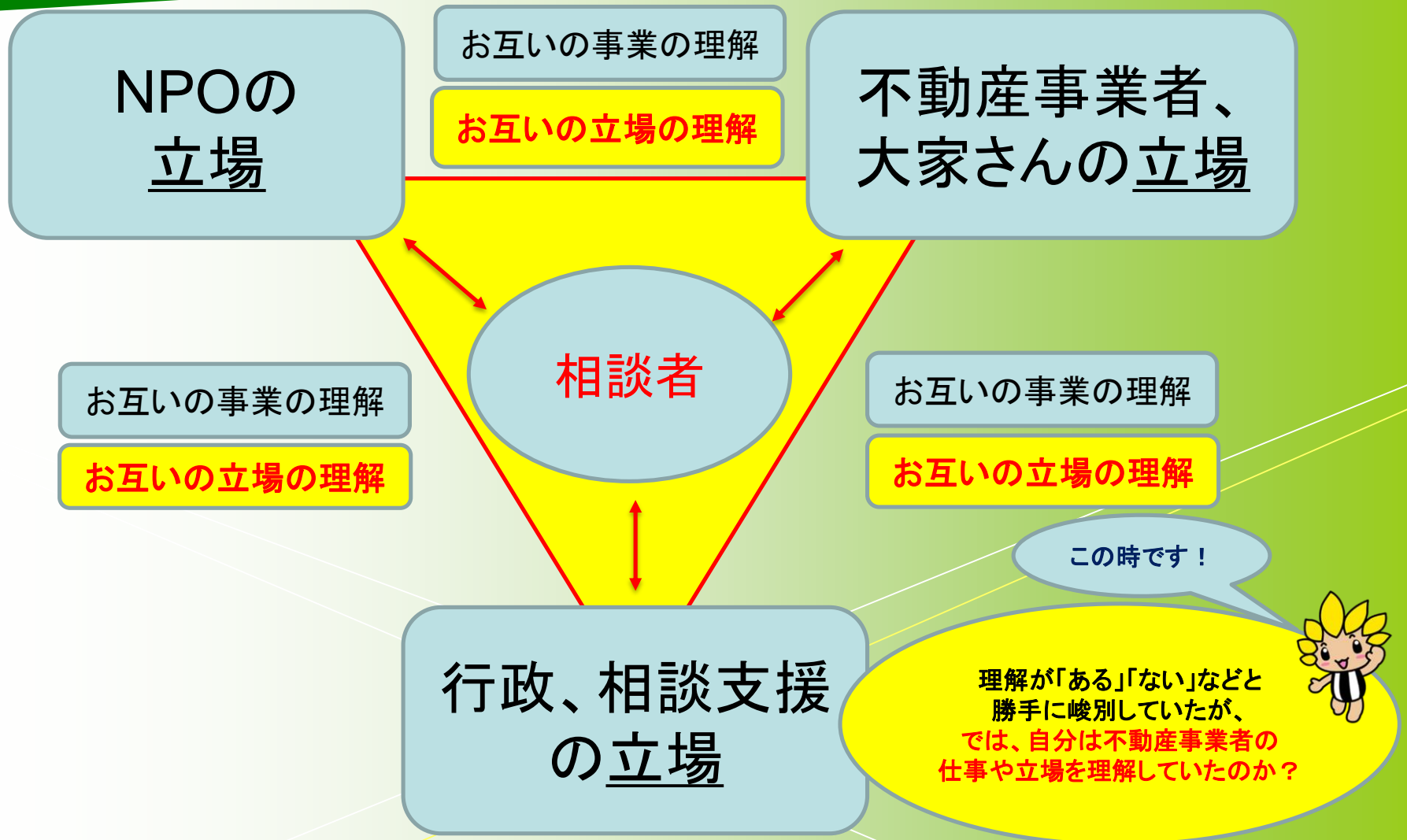
相談支援の実態から生まれる連携(1)



①支援を通じて「つながり」が出来た段階。
まずはお互いの事業について知る必要がある。

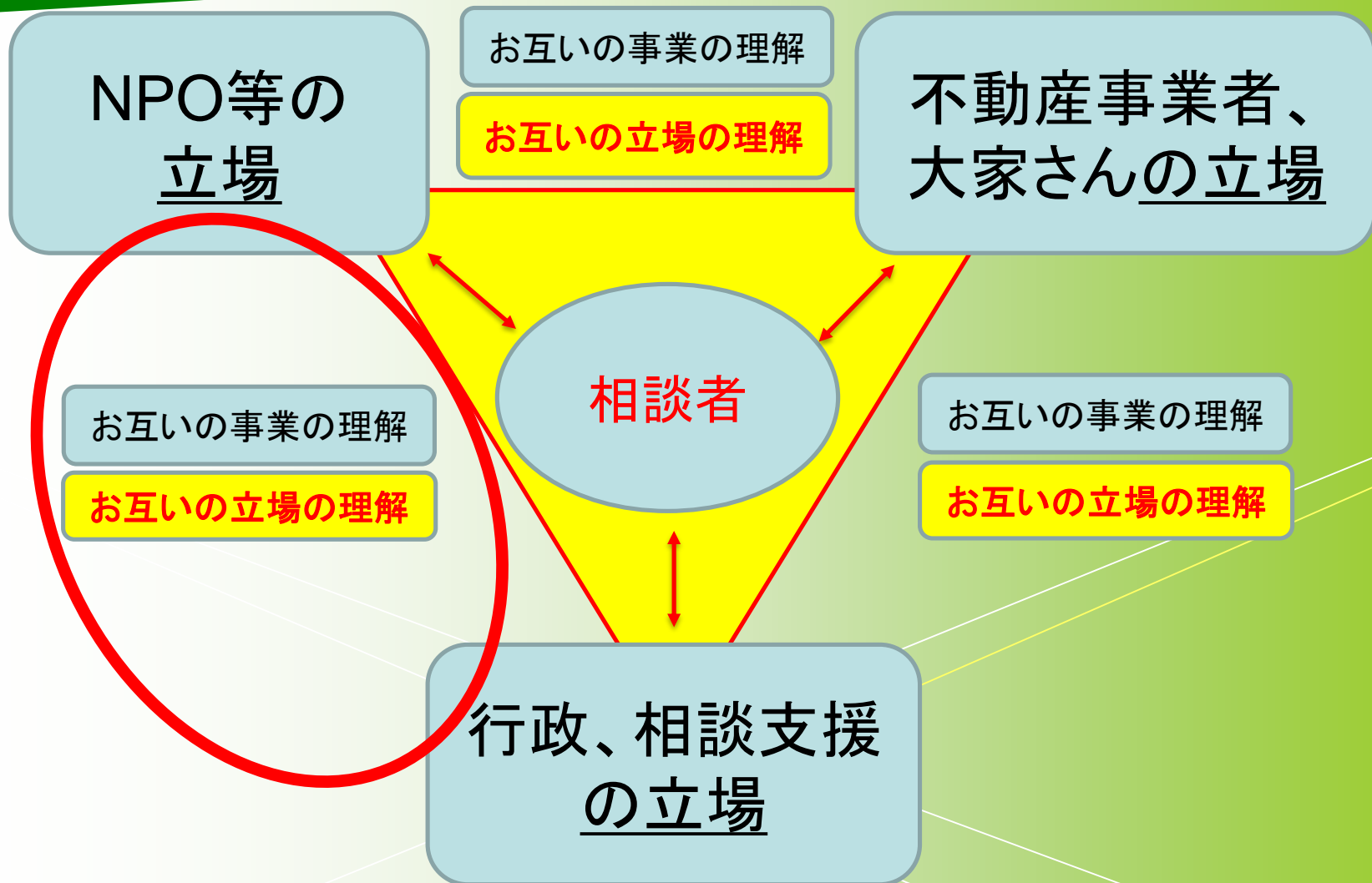
ワークショップや
研修でも代替可能か

相談支援の実態から生まれる連携(1)



②個別支援を通じて連携・理解が深まることで、「立場」に対しても理解が進む。

相談支援の実態から生まれる連携(2)



③居住支援の取り組みを事業化する必要性を認識

2019年度(令和元年度)新規事業として予算化

居住支援推進事業(その他事業)

※プロポーザル方式により選考

- (1) 住宅困難者が安定した住まいを確保できるよう、住まいに関する相談窓口を設置し相談に応じるとともに、希望に沿った賃貸物件情報の収集及び紹介
- (2) 住宅困難者への定期的な見守りや生活相談等、生活支援
- (3) 不動産関係者、福祉関係者、居住支援協議会の有する物件や、居住支援サービスの情報を収集し、不足しているものについては担い手を開拓

⇒ NPO法人ワンエイド 2019年度(令和元年度)7月から開始

2020年度(令和2年度)

一時生活支援事業/地域居住支援事業開始

居住支援推進事業の実施に向けて

「座間市生活困窮者自立支援地域ネットワーク研修事業」

座間市生活困窮者自立支援事業地域ネットワーク研修事業
 兼 神奈川県居住支援協議会市町村居住支援協議会設立準備会議意見交換会

座間市および周辺の自治体の
 不動産事業者さま・貸主さま・福祉関係者さまへ

人と地域を
 “つなぐ”
 居住支援

この研修会をきっかけに、
 参加者皆で
 地域の連携体制構築を
 目指しましょう!!

平成30年
 日時 **12/14** 金 13:30~17:00
 会場 **座間市総合福祉センター**
 サニープレイス座間 多目的室A・B
 座間市緑ヶ丘1-2-1 座間市立生涯学習センター
 対象 不動産事業者、貸主、
 福祉関係者(地域包括支援センター等職員等)、
 座間市及び周辺の自治体の建築課長・福祉課職員、
 その他関心のある方
 定員 **100名** 各要員1名の定員、随時定員
 主催:座間市(実行者:公益社団法人かながわ住まいまちづくり協会)
 共催:神奈川県居住支援協議会

お申込みは速速へ

カリキュラム

時間	内容	講師
13:30~	オリエンテーション	
13:40~14:40	生活困窮者の自立支援と居住支援	講師 特定非営利活動法人 協働理事長 奥田 知志 氏
14:50~15:05	居住支援に求められる連携	講師 100オリコフロンティアインシユア
15:05~15:10	座間市における居住支援に係る取組	報告 座間市長 斎藤 隆夫 氏 / NPO法人代表人 山本 浩一 氏
16:10~16:40	人と地域を“つなぐ”居住支援	座間市立生涯学習センターによる意見交換
16:40~16:55	意見交換内容の発表・講評	
16:55~17:00	市町村居住支援協議会の役割について	講師 神奈川県居住支援協議会

生活困窮者の自立支援、居住支援の相談窓口は、生活の困り所となる「住まい」に関する支援は重要ですが、しかし、自立支援や生活支援相談にあたっては、不動産関係に関する情報が少なく、一方、不動産関係者も地域の生活支援に関する情報が少なく、相互の情報共有・連携ができていないという認識があります。
 本研修会では、生活支援に関わる方々と不動産関係者に参加いただき、参加者相互の意見を聴き、それぞれが生活困窮者の自立支援に活かせるヒントという共通課題を探っていただき、今後の地域の連携体制を構築する「はじめの一歩(出会いの場)」とします。



神奈川県居住支援協議会と連携し、研修会を共催。

県居住支援協議会の持つ不動産関係者のネットワークと地域の福祉関係者(地域包括支援センター・相談支援事業者等)をつなげ、関係づくりを通じて地域課題の共有をはかる試み。

①志村恭介さん(仮名)50代

- ・東北地方の人口2万人ほどの小さな街で生まれ育った。
- ・実家は商売を営み、父母・姉・兄・主の5人で暮らしていた。
- ・高校卒業後、地元の中小企業に就職。
- ・20代で結婚、2児をもうけ、20年前にマイホームを購入。



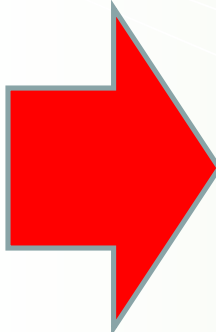
◎収入に対して住宅ローンが大きく、カードローンを利用したことから
債務が大きくなり自転車操業状態へ→借金総額が2000万円超

◎妻と離婚、親権は妻へ

◎退職金で借金を返済しようと考え、27年間勤務した会社を退職

◎再就職した飲食店のバイトになじめず、何もかも嫌になり軽バンで出奔。

→「最終的に東京でホームレスになり、最後は路上で野垂れ死ぬ」

- 
- ★たどりついた市内不動産店から自立相談支援事業に相談がつながる
 - ★就労支援によりアパート付き(寮)の仕事(派遣)が見つかり就職。
 - ★家計改善支援事業(座間市社協)により債務整理、
自分でアパートを借りるための入居費の貯蓄などを支援。
 - ★地域居住支援事業によりアパートに入居。



◎障がい者支援施設の正社員として就職。

◎故郷の姉が自宅を購入。交流再開、帰郷。

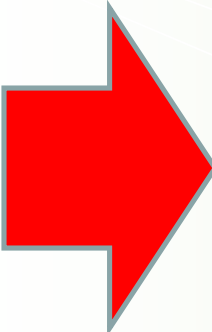
「怒られると思いましたが、終わったことは仕方ないって。いい話ことができました」

②ペドロ・ミウラさん(仮名)40代

- ・日系ブラジル人三世。ブラジル・サンパウロ出身
- ・大学在学中にカメラマンとして働き始め、大学卒業後に本格的に活動。
- ・F1チームの専属カメラマンに抜擢されるなど仕事は順調だった。



- ◎2016年、サンパウロ郊外で寿司レストラン・ホテルを開業するという友人の誘いに乗る。経営に参画するも出店などに想像以上に資金がかかり、事業は軌道に乗らず。
- ◎2年間続けたがレストラン経営に見切りをつけるが貯めていた財産をほぼ失った。
- ◎お金を稼ぐため親戚を頼り、来日。自動車部品工場で働くが作業が危険なため半年で退職。
- ◎座間市の物流センターに就職。社員寮に入寮し安定していたが1年後の、2020年3月に雇止めとなり座間市に相談。自力でアパート付きのパン工場の仕事(他県)を見つけ働くも、1年後の2021年3月に再び雇止め。

- 
- ★1か月後までにアパート退去しなくてはならず、座間市の自立相談支援事業に相談
 - ★居住自治体の自立相談支援等の福祉窓口を案内するも継続した相談に至らず。
 - ★座間市に相談来所。一時生活支援事業を利用しながら求職活動開始。
 - ★就労支援員による支援によりスポーツクラブに就職。
 - ★地域居住支援事業によりアパート入居。



「ここで生活の基盤を作り、いずれは自分の会社を持ちたい。」

③竹内スミ子さん(仮名)60代

・座間市内で30年以上、美容院を営んできた。

◎2020年4月。「緊急事態宣言発令でお客さんが誰も来ない。」

◎翌月の5月に借りている店舗兼自宅の契約更新がある。

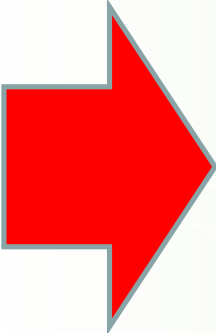
◎高齢(70歳間近)になってきたため美容師の仕事に見切りをつけようとも考えていた。

しかし、美容師を廃業し物件の契約更新を見送れば、自宅と仕事を同時に失う。

◎大家さんに数十万円の保証金を預けているが、原状回復しなければ返ってこない。

◎手持ちのお金はほとんどない。



- 
- ・就労支援による転職支援→無料職業紹介事業(直営)の活用
 - ・「後払いで原状回復の作業をお願いできる工事業者の紹介」を依頼(泣きのお願い)
 - ・自宅の転居先の確保を支援(地域居住支援事業)
→仕事が決まっていたので審査が通りやすかった。

https://note.com/asahi_books/n/nebdfe11f7d5a (朝日新聞出版さんぽ)

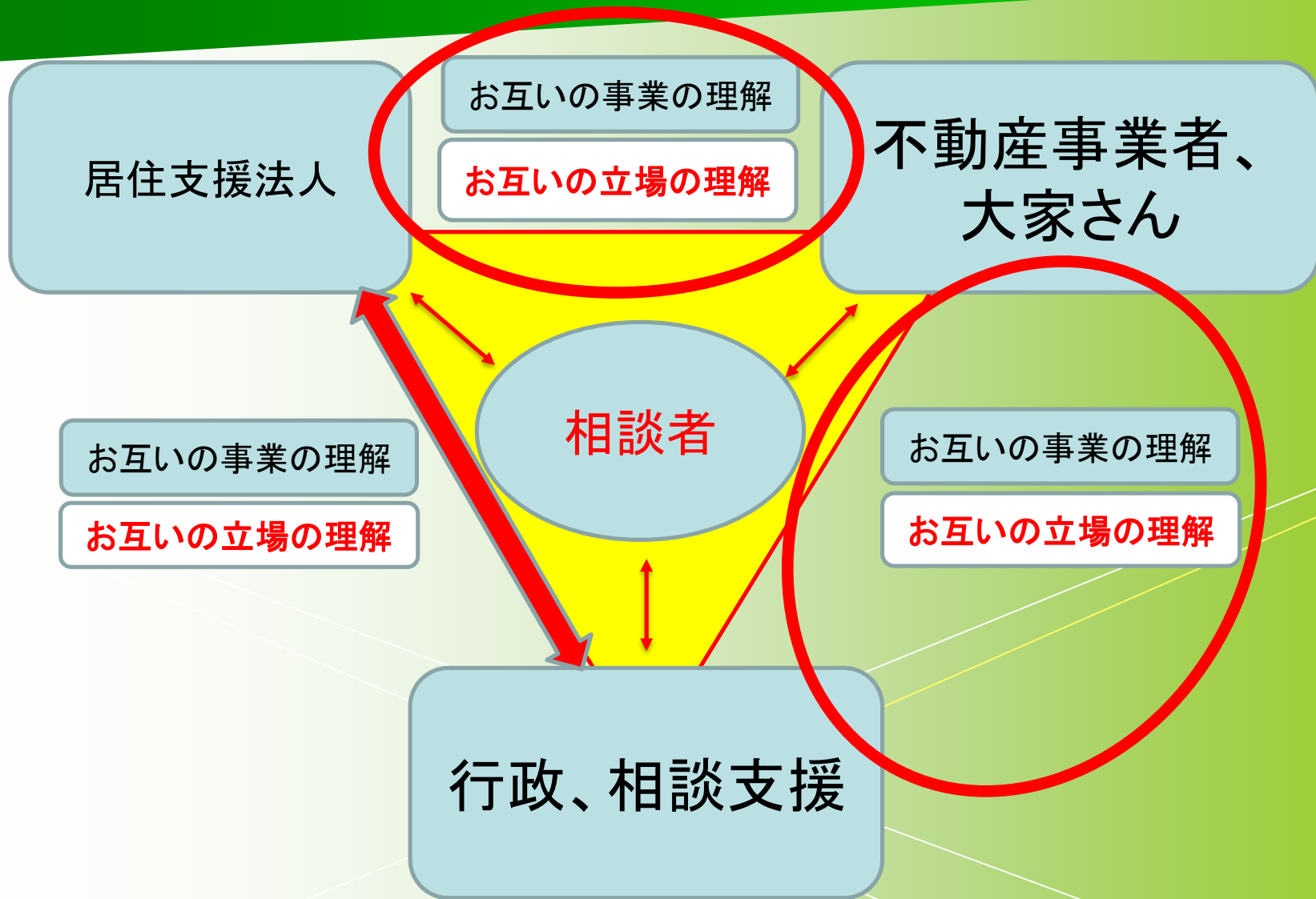


相談員

「チーム座間の何が欠けても、うまくいかなかったと思います。引っ越しが終わった時は、本当にほっとしました。」

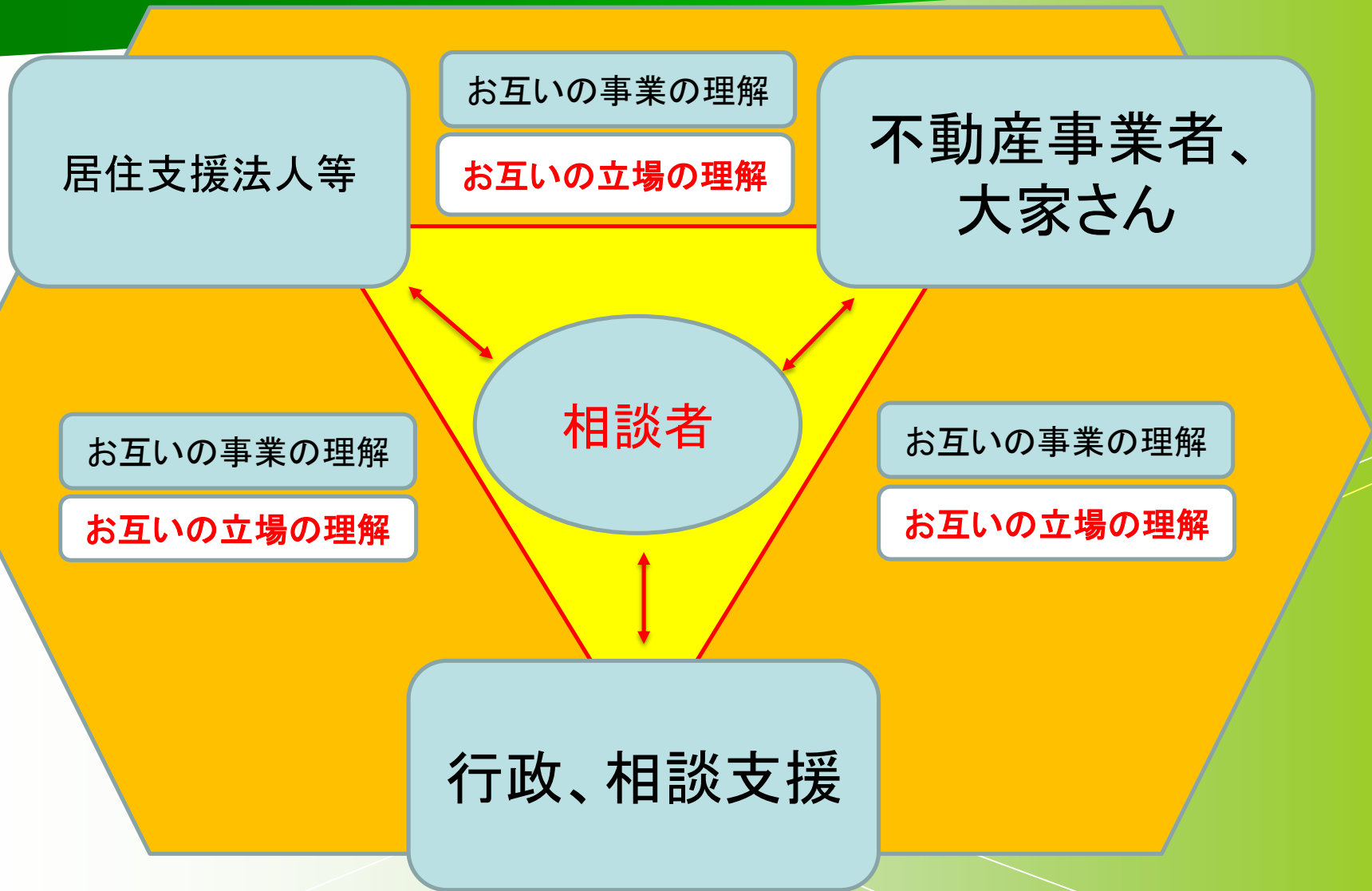
「とにかく当時は支援のためのアイテムがなかったですから。相談者に法テラスのチラシを渡して、『ここに相談してはいかがですか』というような状態でした。」

相談支援の実態から生まれる連携(2)



④取り組みを広げていく仕組みが必要

相談支援の実態から生まれる連携(2)



プラットフォーム(居住支援協議会)の検討

「居住支援協議会伴走支援プロジェクト」(国土交通省)

応募理由

庁内において居住支援に関する施策や住宅セーフティネットに関する施策について主管部署をどの部署とするか等の調整が不十分であり、居住支援協議会設立に向けた動きに至っていない。

居住支援には、住まいの確保等に関する支援(ハード)と住まいでの暮らしに関する支援(ソフト)が必要であると考えている。保証人や“身寄り”の問題など、単身高齢者の問題を中心に課題は顕在化してきているが、基礎自治体にハードとソフト両面に関して関係者が集い、課題を共有・解決していくためのプラットフォームがなく、有効な施策が打てない状況を問題と考えている。

→ 3度の勉強会等の開催を通じて、住宅部局との課題共有を進めた。



住宅セーフティネットについての勉強会(2019.10.25)



県居住支援協議会研修会(2019.1.16)



住まいに関する支援の勉強会(2020.2.13)

座間市居住支援協議会（令和3年6月設立）

The screenshot shows the official website of Zama City's Residential Support Association. The page is in Japanese and features a navigation menu at the top with options like 'Home', 'Municipal Information', 'For Citizens', and 'For Business Owners'. The main content area is titled '居住支援協議会' (Residential Support Association) and includes a registration date of June 1, 2021. The text describes the association's purpose: to support economic difficulties, the elderly, people with disabilities, and those with children, and to provide information and facilitate smooth housing. It lists various services such as housing search support, information provision, and housing supply promotion. A list of members follows, including general corporations, public interest corporations, and specific non-profit organizations. A note at the bottom states that the order of members is administrative.

居住支援協議会
2021年6月1日登録

市居住支援協議会は、経済的にお困りの方、高齢の方、障がいのある方、子育て中の方、外国籍の方など、住まい探しにお困りの方および住宅を貸し出している方への情報提供や円滑な入居に必要なことを話し合うことで、豊かで住みやすい地域づくりに貢献することを目的としています。

協議内容

- ・ 住まい探しにお困りの方の円滑な入居の促進および居住の安定方策に関すること。
- ・ 住まい探しにお困りの方および住宅を貸し出している方に対する情報提供などに関すること。
- ・ 既存の住宅資源を活用した住まい探しにお困りの方向けの賃貸住宅の供給促進に関すること。
- ・ その他、目的達成に必要な事業に関すること。

会員（五十音順）

一般財団法人 高齢者住宅財団
 公益財団法人 神奈川県宅地建物取引業協会相模南支部
 公益財団法人 かながわ住まいまちづくり協会
 公益財団法人 全日本不動産協会神奈川県本部さがみ支部
 座間市（市民協働課、広聴人権課、介護保険課、福祉長寿課、障がい福祉課、生活援護課、子ども政策課、子ども育成課、都市計画課、建築住宅課）
 座間市障がい児者基幹相談支援センター
 社会福祉法人 座間市社会福祉協議会
 社会福祉法人 足跡の会
 特定非営利活動法人 神奈川県空き家サポート協会
 特定非営利活動法人 ワンエイド
 ホームネット 株式会社

※座間市は行政組織順です。

<会員>50音順

- 一般財団法人 高齢者住宅財団
- 公益財団法人 神奈川県宅地建物取引業協会
相模南支部
- 公益財団法人 かながわ住まいまちづくり協会
- 公益財団法人 全日本不動産協会神奈川県本部
さがみ支部

座間市

- （市民協働課、広聴人権課、介護保険課、福祉長寿課、障がい福祉課、生活援護課、子ども政策課、子ども育成課、都市計画課、建築住宅課）

座間市障がい児者基幹相談支援センター

社会福祉法人 座間市社会福祉協議会

社会福祉法人 足跡の会

特定非営利活動法人 神奈川県空き家サポート協会

特定非営利活動法人 ワンエイド

ホームネット 株式会社

住宅部局との連携による取り組みの深化(令和2年～)

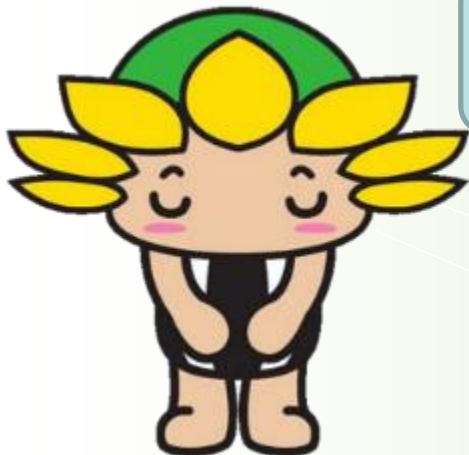
①研修の開催(中止)

令和2年3月27日(金)

- ・市、高齢者住宅財団、神奈川県居住支援協議会による共催
- 伴走支援プロジェクトの“ご縁”

②市営住宅の保証人要件廃止

- ・令和2年3月議会に条例改正案を上程



③一時生活支援事業/地域居住支援事業を開始(4月)

- ・居住支援推進事業を強化

④フードバンクに相談補助員を配置(7月)

- ・「新たなつながり事業」第2次補正予算事業を活用

⑤コロナ離職者の市営住宅の一時入居を開始(7月)

- 相談支援・居住支援との連携により早期生活再建を目指す

座間市居住支援協議会設立(令和3年6月)

ご縁から縦横につながる(県・自殺対策・住宅セーフティーネット) 59

★かながわ生活困窮者自立支援ネットワーク

研修会「生きることの包括的支援～地域共生社会を目指して」

平成30年7月30日主催：神奈川県、座間市、

かながわ生活困窮者自立支援ネットワーク

講師：NPO法人自殺対策支援センターライフリンク 清水康之代表

★連携で”生活困窮者”を救え150人来場し研修会(タウンニュース | 平成30年8月3日)

<https://www.townnews.co.jp/0403/2018/08/03/443073.html>



自殺対策SNS等相談事業「連携自治体事業」

特定非営利活動法人 自殺対策支援センター ライフリンクと「連携自治体事業」協定を締結

2022年2月9日登録



市と特定非営利活動法人 自殺対策支援センター ライフリンクは、2月8日に自殺対策SNS等相談事業における「連携自治体事業」協定締結式を行いました。

同協定は、同法人が自殺のリスクを抱えた方からSNSなどで受けた相談を、その相談者が居住する自治体(座間市)に「つなぎ支援」を行い、課題解決に向けた包括的な支援体制を構築することを目的としたものです。同法人が自殺対策の協定を県内の自治体と締結するのは初めてです。市は第一期「連携自治体」として、全国に先駆けて同法人と協定を締結し、自殺対策への取り組みを強化します。

締結式で市長は「本締結において自殺のリスクを抱えた方の課題解決に向けた包括的な支援につなげていけることを期待しています。今後も生活に困っている方の声を1人でも多く拾い、相談を受けたその先の支援をしっかりとできるような体制作りができればと考えています」と話し、同法人代表の清水康之さんは「相談者のSOSを受け取るだけでなく、その先の必要な支援を行うためには、行政との連携が不可欠だと考えています。本協定を機に座間市とともにさまざまな取り組みを一緒に進めていければと思います」と話しました。

問い合わせ先 陽がい福祉課 TEL046(252)7978

★神奈川県居住支援協議会

研修会「生きることの包括的支援～地域共生社会を目指して」

平成30年12月14日主催：座間市、居住支援協議会

講師：認定NPO法人抱撲 奥田知志理事長 他

★”居住”から考える支援 不動産業者も参加(タウンニュース | 平成30年12月14日)

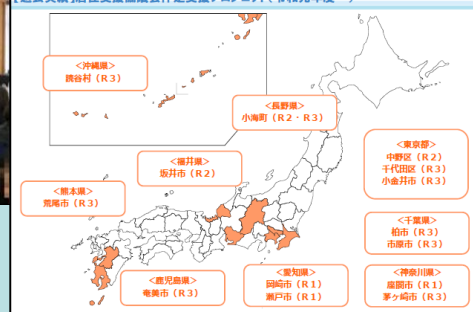
<https://www.townnews.co.jp/0403/2018/12/21/462444.html>

★居住支援協議会伴走支援プロジェクト(国土交通省)

★ <https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/content/001479389.pdf>



【過去実績】居住支援協議会伴走支援プロジェクト(令和元年度～)



座間市居住支援協議会(令和3年度設立)

(市ホームページ)

https://www.city.zama.kanagawa.jp/www/contents/1622116772007/index_k.html

★座間市居住支援協議会が発足 福住連携「座間モデル」始動へ

<https://www.townnews.co.jp/0402/2021/05/21/575597.html>

★座間市 自殺対策で民と連携 相談支援のNPOと独自協定((タウンニュース | 令和4年2月11日)

<https://www.townnews.co.jp/0402/2022/02/11/612661.html>

孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム

分科会2：きめ細やかな支援や、地域における包括的支援に向けた行政(国、地方)・民間・NPO等の役割の在り方 中間整理の概要

令和4年11月9日

多様な主体が当事者や家族等への支援に関わることで、切れ目なく息の長いきめ細やかな支援(①)や、地域における包括的支援(②)を推進するため、各主体の役割や責務(③)、各主体間の連携(④)の在り方を整理

社会背景

○「孤独・孤立」が生まれやすい社会になっている

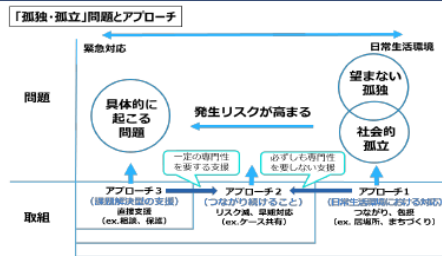
単身世帯:16.5%(1960年)→38%(2020年)、39.3%(2040年(推計)) / 非同居家族や友人との直接対話:全くない11.2% 月1回未満15.2% 月1回程度13.8% 等

○ 家族、雇用、地域社会のつながり・支え合いの機能が低下

⇒ 孤独・孤立に対し、どのように支援を届けられるか。孤独・孤立に至る前に、どのような支援や社会の環境整備を行うことで「日常」を支えられるか。

何を行っていきべきか(①)

- 当事者や家族等の目線・立場に立ち、個々のニーズに即した「きめ細かな」支援を前提として、
 - ・ 分野間、支援種別間、支援主体間での連携・つながりにより、「切れ目なく」支援
 - ・ 伴走型で支援する場合やライフステージをまたいで長期化する場合は、「息の長い」支援が求められる。
- 「課題解決型の支援」と「つながり続けること」を両立させることが、セーフティネットの構築である。
- 緊急時対応のみならず、「日常生活環境における対応」が予防や早期対応の観点からも重要。
 - ・ 緊急時対応を中心とした他分野・他施策の基盤の強化にもつながる。
 - ・ 当事者を含め広く多様な主体が関わられるようにし、人とのつながりや信頼が醸成され、全体としてセーフティネットが形成されていくような「豊かな地域づくり」を進めていくことが重要。



支援の場となる「地域」、支援を担う「施策」と「主体」をどう考えるか(②)

- 【地域】「小学校区や自治会等の地域の実情に応じた単位」が基本。事例に応じて広域的な利用が可能となるような自治体間・民間団体間の連携も必要。
- 【施策】福祉を中心として、保健医療、雇用・就労、教育、子育て、住まいなど 【主体】国、地方(特に基礎自治体)、社協・社福等、住民組織、地域住民等
- 専門家や非専門家の人材の確保・育成・支援、分野を超えた連携体制。ケースに応じて、地域を超えた支援体制により当事者等を受け入れる環境整備。
- 複数の主体が関わって支援を行う際に情報共有。DXの視点(デジタル・ITツールの効果的活用、手続きのオンライン化による効率化等)も考えられる。

支援を担う各主体の役割と連携をどう考えるか(③④)

制度内	【国(地方)】 各府省の施策に孤独・孤立対策の視点、実態に即した施策の推進、地方版プラットフォームの推進等を担った地方自治体の取組の後押し
制度外	【民間企業 NPO、社協、社福、住民互助組織等】 日常の様々な分野(文化芸術、スポーツ等)で「ゆるやかな」つながりを築けるような場づくりを多様な形で推進 【国、地方】 「つながり」の場づくり自体を施策として評価、本来の政策目的による施策を推進して取組自体を孤独・孤立対策にも資するとして評価 【行政、民間】 市民による自主的な活動やボランティア活動について、活動の活性化や参加意識の向上を促進
制度内外の境界	【行政、民間】 強みを活かす形で適切な組合せにより対応(制度外の民間種別や評価や制度の弾力的運用)、新たな課題に官民で対話
連携	【行政、民間】 対等なパートナーシップの構築(行政を中核とした「垂直型連携」ではなく、参画する関係者が対等に相互につながる「水平型連携」)

※ 施策・事業の運用改善などについて、引き続き議論



NPO法人ワンエイド

(内閣府)
第2回孤独・孤立フォーラム登壇
(令和3年7月1日)
「生活困窮(食と住を中心として)」

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kodoku_koritsu_forum/dai2/siryou.html

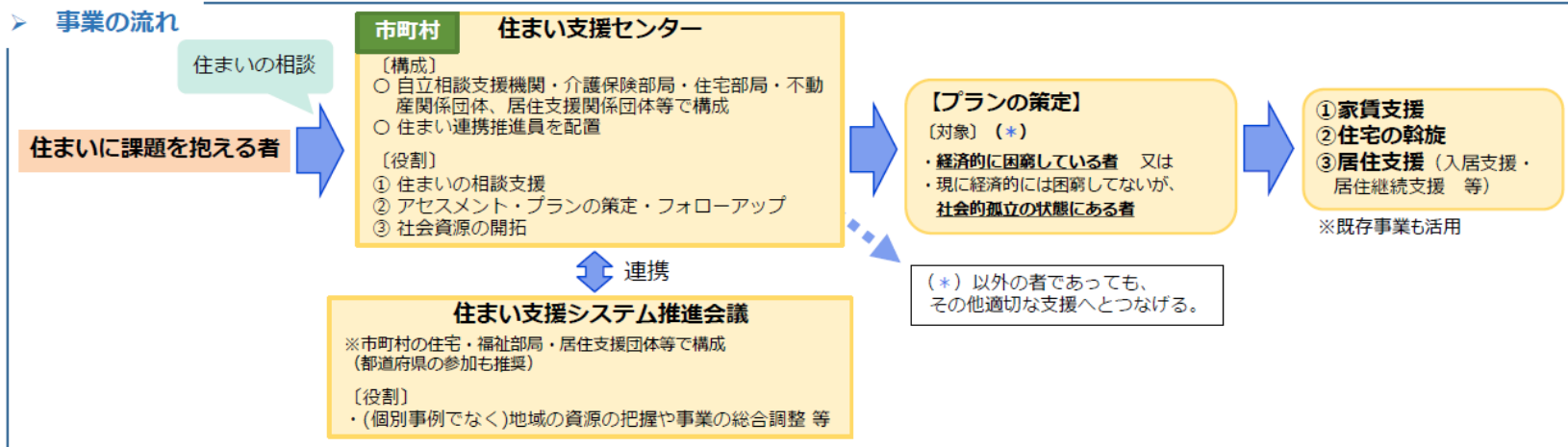
(本文P11)④「連携」: 公的機関、民間団体等の連携の在り方、情報共有の在り方をどのようにするべきか
“行政と民間団体の関係については、対等なパートナーシップを構築するという基本的な(行政を中核とした「垂直型連携」ではなく、参画する関係者が相互につながる「水平的連携」であること)に立ち、広く多様な主体が参画し、つながりやすい関係となることを目指す。”

『地域共生社会づくりのための「住まい支援システム」構築に関する調査研究事業』

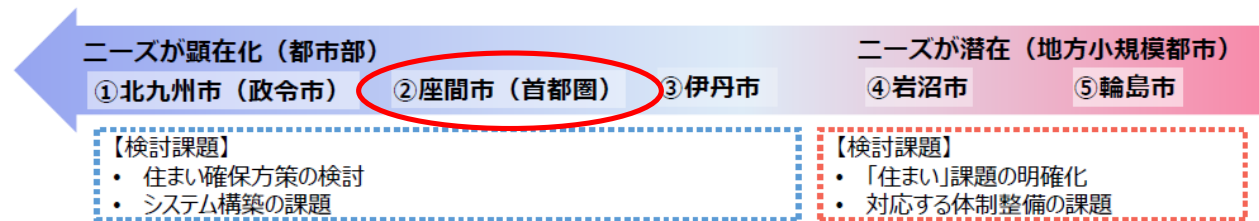
令和4年度 住まい支援システム構築に関する調査研究事業 (概要)

○ 住まいの課題解決に向けたサポート体制の構築のため、複数の自治体において、住まいに課題を抱える者に対する住まい支援について、総合的な相談対応や一貫した支援を行える実施体制を整備するとともに、見守り支援や地域とのつながり促進支援など、地域共生の観点を取り入れたマネジメントを行う仕組みを導入する等のモデル的な事業を実施(令和5年3月とりまとめ予定)。

事業の流れ



モデル地域と検討課題

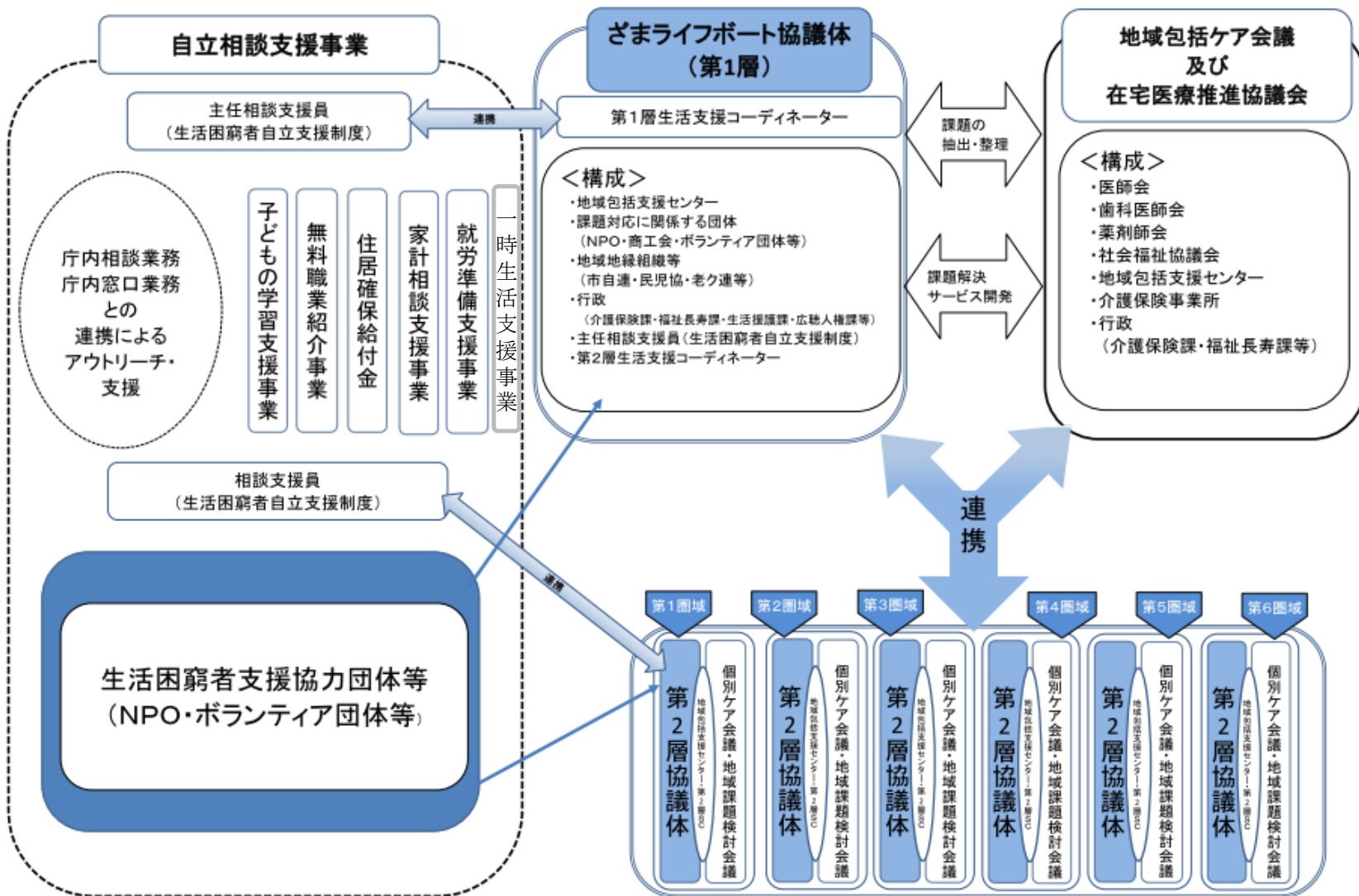


具体的な検討事項 (実施地域) ※「住まい」ニーズ: 入居及び居住継続の両方のニーズ

- | | |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ol style="list-style-type: none"> 1. 「住まい支援センター」機能の提供体制 (①～③) 2. 住まい支援のマネジメントシステムの試行 <ul style="list-style-type: none"> ○ 顕在化しているニーズへの相談支援の体制 (①～③) ○ 複合化する「住まい」ニーズ・過去事例等から「住まいニーズ」の把握 (①～⑤) | <ul style="list-style-type: none"> ○ 住まい連携推進員の機能と役割検討 (①～③) 3. 支援メニューの整備・開発 <ul style="list-style-type: none"> ○ 住まいの確保策の検討 (①～③) ○ 地域や社会とのつながり支援の方策 (①～⑤) |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

地域包括ケアシステムとの連携 「ざまライフポート協議体」

座間市における地域包括ケアシステムの構築に向けた関連諸会議等の関係



「もったいない」を「ありがとう」へ！

フードドライブにご協力ください！



フードドライブとは？ 家庭で眠っている賞味期限の切れていない「もったいない食品」を、参加者が持ち寄り、フードバンクに寄付するチャリティイベントです。フードバンクは、それら食品を回収し、支援を必要とする人達に無償で届けます。

寄付場所と日時

地域会場	受付日時	実施場所
相模が丘	6/15 10:00～12:00 6/22 14:00～16:00	さくら亭前こども広場 相模が丘包括支援センター
小松原	6/16 10:00～12:00	芹沢公園
ひばりが丘	6/23 14:00～16:00	ピックヨーサン
栗原中央	6/18 10:00～12:00	米ディハウスくりはら
さがみ野	6/24 14:00～16:00	食品館あおば
相武台	6/18 10:00～12:00	相武台ふれあいサロン
広野台	6/25 14:00～16:00	業務スーパー相武台店
入谷東	6/19 10:00～12:00	ホシノタニ団地ざまりんのおうち
立野台	6/26 14:00～16:00	立野台郵便局
座間・入谷西	6/15 10:00～12:00	新鮮市場なかや入谷店
新田宿・四ツ谷	6/25 10:00～12:00	米ディハウスざま
常設会場	実施場所	
緑ヶ丘	6/22～26 9:00～17:00	サニープレイス座間
広野台	6/22～26 11:00～15:00	イオンモール座間 「ZAMA DELI」 (1F 南側エスカレーター横)

ご寄付いただきたい食品



- ・お米(白米・玄米・アルファ米)・パスタ、素麺などの乾麺
- ・缶詰・レトルト食品・お茶漬け・インスタント食品・のり
- ・ふりかけ・調味料(醤油、食用油、味噌など)
- ・粉ミルク・離乳食・お菓子



ご注意ください！

以下の食品はお引き取りできません。

- ・賞味期限が明記されていない食品
- ・賞味期限が切れている食品
- ・賞味期限が1ヶ月を切っている食品
- ・生鮮食品(生肉・魚介類・生野菜)
- ・開封されているもの
- ・アルコール(みりん、料理酒は除く)



寄付先と活用方法

ご寄付いただいた食品は、座間市内でフードバンク活動を実施されているNPO法人ワンエイド様に提供するほか、生活困窮者支援事業や、市内の子ども食堂・地域食堂などでも活用させていただきます。



お問い合わせ先

社会福祉法人座間市社会福祉協議会
TEL 046-266-2001
座間市緑ヶ丘1-2-1

市社協HP & Facebook



(参考)生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理のための検討会ワーキンググループ(第1回)資料8

<https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/000857171.pdf>

“医療が出来る範囲は限られていて、他の部分は別の資源に依存しなければ支えられないのに過剰な責任を医療者や支援者が抱え込むことで、イライラが募ってしまう。医療者や支援者が自分の限界を知って、他の支援者や地域社会に頼る必要があるでしょう。「助けて」が言えていないのは、当事者よりも、第一義的に支援者のほうかもしれません。”

(熊谷晋一郎氏:東京大学先端科学技術センター准教授)

(座談会「依存」のスミエ援助希求を超えて

『「助けて」が言えない SOSを出さない人に支援者は何ができるか』日本評論社/松本俊彦編/2019:p238)

属性を問わない「断らない相談」がつくるもの (座間市:生活困窮者自立支援の現在地)

生きることの包括的支援
自殺対策

生活困窮者支援を通じた地域づくり

ざまライフポート協議体/
子どもの学習・生活支援事業/
フードバンクへの相談補助員配置

対象者属性を問わない支援
(就労支援・就労準備支援・家計改善支援・居住支援等)

社会参加の基盤への支援

(断らない相談支援)自立相談支援事業
(PSW・子ども健全育成支援員によるアウトリーチ含)

「包括的支援体制構築ワーキングチーム」
「つなぐシート」等 庁内連携強化・推進

生活保護
制度

64
地域共生社会
包括的支援体制の基盤づくり

属性を問わない「断らない相談」がつくるもの (座間市が取り組んできたこと)

65

**「生活困窮者自立支援制度」を活用して
「生活困窮者自立支援/包括的支援」の体制をつくる
(重層的なセーフティネットの構築)**

- ・仕組みありきではなく、支援の実態を作るための動きを意識する
- ・制度として自己完結しない事を強みに
- ・つながった“ご縁”をつなぎあわせ、ネットワークを形成してゆく



**「自立」を「支援」するだけでは
「孤立」は解消しない。
「支援」だけではなく「応援」が必要。**

相模川河川敷の「バラック」

スポーツ課から連絡

「相模川河川敷にあるグラウンドに隣接したスポーツ課所管の土地にバラック小屋を建てて生活している人がいる。心配なので同行して欲しい。」

- ・雨水ろ過装置・排煙口付の「バラック」
- ・前の土地を耕して野菜を栽培
- ・収穫したものは農家で米に変える
「喜んでもらっているよ」
- ・薪は廃材屋がくれる。
- ・お金は畑が忙しくて使う暇がない。
- ・今のところ健康
- ・毎日、誰かしら来る。

訪問等の時に立ち寄ることにした。
(安否確認...?)

ある日、
「倒れて口がきけなくなっている」と
知人を名乗る人物から入電。

山の上のそば屋でも「出前のお品書き」は配ることはできる。

【2022年(令和4年)『誰も断らない～』Web掲載記事まとめ】
(https://publications.asahi.com/ecs/detail/?item_id=23626)

2022/6/18 朝日新聞出版さんぽ(試し読み)
【試し読み】生活困窮者支援で注目集める座間市の取り組みとは？／篠原匡
『誰も断らない こちら神奈川県座間市生活援護課』
https://note.com/asahi_books/n/nebdf11f7d5a

2022/6/26 JBpress(レビュー)
ひきこもり、ひとり親、境界知能、増え続ける生活困窮者をいかにして支えるか
<https://jbpress.ismedia.jp/articles/-/70695>

2022/07/06 HONZ(レビュー)
『誰も断らない こちら神奈川県座間市生活援護課』どんな人も見捨てない。困窮者支援の最前線からの報告
<https://honz.jp/articles/-/52003>

2022/07/8 エコノミストオンライン(レビュー)
『誰も断らない』篠原匡(ただし)著 朝日新聞出版
<https://weekly-economist.mainichi.jp/articles/20220705/se1/00m/020/073000d>

2022/07/12 AERAdot.(レビュー)
困窮者の支援に奮闘する市役所と地域の物語
<https://dot.asahi.com/1satsu/tyosya/2022071200045.html?page=1>

2022/07/19 神奈川新聞(紹介記事)
「誰も断らない」困窮者自立支援「座間モデル」を本に
<https://news.yahoo.co.jp/articles/39ee3f4933e09dbf39ab2cf814f12f9e3d98c42a>

2022/08/13 日本経済新聞(書評)
誰も断らない 篠原匡著
地域巻き込み多彩な福祉
<https://www.nikkei.com/article/DGKKZO63384350S2A810C2MY6000/>

2022/08/20朝日新聞(書評)
「誰も断らない」書評 「第二の安全網」中立的な筆致で
<https://book.asahi.com/article/14698713>

2022/08/26 時事ドットコム(書評)
篠原匡「誰も断らない こちら神奈川県座間市生活援護課」(朝日新聞出版)【今月の一冊】
<https://www.jiji.com/jc/v8?id=202208shohyo&p=top>

2022/08/28 (書評)
【ブックハンティング】「ふつうの自治体」の熱意が生んだ「すごい困窮者支援」
篠原匡『誰も断らない こちら神奈川県座間市生活援護課』(朝日新聞出版)
<https://www.fsight.jp/articles/-/49123>

2022/09/03(著者インタビュー)
満たされている人こそ知るべき、座間市生活援護課の終わりのない困窮者支援
見えにくい困窮者を早期発見し、官民連携でサポートする「座間モデル」とは
<https://jbpress.ismedia.jp/articles/-/71660>